

平成26年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成26年12月4日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 鷲見宗重議員 (1) 2015年度高浜市予算編成に対する日本共産党の要望の具体化を求める
2. 黒川美克議員 (1) 商工行政について
(2) 防災行政について
3. 小野田由紀子議員 (1) 「多文化共生のまちづくり」推進について
(2) 医療費適正化事業について
4. 内藤皓嗣議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）
5. 鈴木勝彦議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）
6. 浅岡保夫議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩
副 市 長 神 谷 坂 敏

教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー兼介護保険・障がいグループ主幹	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	神 谷 理

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

それでは、11番、鷺見宗重議員。一つ、2015年度高浜市予算編成に対する日本共産党の要望の具体化を求める。以上、1問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、通告に基づき、2015年度予算編成に対する日本共産党の要望の具体化を求めるについて一般質問を行います。

12月2日から総選挙に入り、争点の一つとなっている経済・景気の立て直しの問題は、待ったなしの問題となっています。厚生労働省が18日に発表した9月の毎月勤労統計調査によると、物価の変動を反映した賃金水準を示す実質賃金指数は前年同月比3%低下しました。前年割れは15カ月連続でした。このほど報道された月数は16カ月連続ということです。アベノミクスによって物価が押し上げられているため、実質賃金の低下がとまらないなど、貧困と格差が拡大する一方との観測があります。格差拡大は非正規労働の拡大にもあらわれています。2012年7月から9月期に3,327万人だった正規雇用の労働者数は2014年7月から9月期には22万人減少、一方、非正規雇用の労働者数は123万人拡大し1,950万人に達しました。この実質の雇用報酬は4,320億円減少し61兆8,507億円に落ち込みました。

2012年から1年間で、働く貧困層（年収200万円以下のワーキングプア）は30万人拡大し、貯蓄なし世帯の比率は2年間で4.4ポイントふえて、2014年には30.4%と3割を超えました。庶民の家計の実質収入が減少する中で、実質の個人消費が減少、2014年7月から9月期は2012年の同

期と比べると1,186億円減少し76兆8,117億円に落ち込みました。

一方、大企業、資本金10億円以上の企業のもうけは拡大します。2014年4月から6月期の大企業の経常利益は2014年4月から6月期より4兆円以上ふえ11兆円を超えました。11月17日に発表された7月から9月期の実質国内総生産（GDP）は2年連続のマイナスという結果に陥りました。

景気の好循環を掲げた安倍内閣でしたが、各種の統計資料は、アベノミクスの2年間が大企業や大資本家には巨額のもうけを保証した一方、貧困層が拡大し、物価上昇と消費の冷え込みをもたらし、景気そのものの悪化を招いたことを示しています。

そこで、市民の生活を立て直す政策が必要と考えます。日本共産党高浜市議団は2015年度予算編成に対する日本共産党の要望書を10月28日に提出しました。この要望書は、（1）市民福祉の充実のために、（2）市民のくらしと営業を守るために、（3）安全で住みよく、快適な街づくりのために、（4）人間を大切にす教育、文化・スポーツの充実のために、（5）行政効率を高め、公正で明るい市政実現をめざして、（6）平和な高浜市の実現をめざしての6分野にわたり68項目を要望しています。

まず、法人市民税の不均一課税の実施を要望していますが、この間、市町村間の税収の偏りを是正するため、法人市民税割の一部が国税化され、地方交付税の原資となることに伴い、平成26年10月1日から引き上げが行われます。法人市民税法人税割の標準税率は12.3%が9.7%に引き下げられるものです。あわせて、制限税率も14.7%から12.1%になります。

25年度の決算意見書においても、国庫支出金、県支出金の減少を初めとした依存財源の減少や少子高齢化に伴う扶助費を初めとした社会保障費の増加など、依然として財政状況は厳しい状況にあるとの見方があることから、新たな財源も必要と考えます。23年4月時点、法人税割の超過税を課税している市町村は1,723市町村中1,004あります。58%が超過課税を実施しているとの総務省の資料で明らかになっています。

高浜市においても、資本金10億円以上の企業に不均一課税をすべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） 不均一課税を導入してはどうかということでございますけれども、初めに地方税法の条文での解釈を申し上げます。

不均一課税の負担過重につきましては、地方税法の第7条で「地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。」と規定されていますけれども、高浜市ではそのような状況ではないということが1点。

それと、本市は重要施策として企業誘致を推進しておりますが、不均一課税を導入すれば、この企業誘致に悪い影響が出るということ。

さらには、我が国は諸外国に比べて、法人の実効税率が高いということは御案内のとおりです。そこで、政府では、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げることが検討をしていると。このような時期に法人市民税を引き上げれば、市内企業が市外へ流出するといったリスクもあると。

以上、申し上げたことから、不均一課税の導入については考えておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 法人税率を上げてしまうと逃げてしまうと言われてますけれども、大企業の実質課税率というものは軽減措置があり、14.何パーセントという平均があります。そういった関係で、我々が提唱している資本金10億円以上の大企業という形で課税しても、それほど影響はないというふうに思います。

半分以上の市町村が実施している法人市民税の超過課税です。ちなみに、県レベルでは静岡県を除く都道府県で法人県民税の超過課税を実施していることがわかっています。高浜市でも実施する方向で検討すべきと考えます。御一考をお願いして、次にまいります。

第6期介護保険事業計画の策定についてですが、第6期介護保険事業計画の策定に当たって、現段階での保険料の見込みは幾らになるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 第6期における介護保険料ということでございますが、現在、介護保険の審議会におきまして、幾つかのシミュレーションに基づいて審議をしております。つきまして、まだ金額をお示しできる状況ではございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） まだわからないということですが、何とぞ、県下で2番目に高い基準の月額保険料になっていきますので、その点低く見積もっていただきたいというふうに思います。

次に、高い介護保険料の引き下げのためにということで、所得税の多段階割の拡充や、低所得者に対し、市独自の保険料、利用料の減免制度を設けることを求めたいと考えますが、見解はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 多段階制の導入、それから独自の保険料、利用料の減免ということでございます。

まず、多段階制につきましては、5期でも12段階制を取り入れております。6期におきましても、さらなる低所得者対策として、基準段階の一部の者の負担を軽減するという事で、標準段階を現行の6段階から9段階に見直すということとされております。したがって、本市も国

の見直しを反映しながら、今後、介護保険審議会でご審議をいただくという予定をいたしております。

利用料につきましては、現行制度で高額介護サービス等がございます。既存の制度の枠組みの中で実施をしていきたいというところを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、150人以上の待機者がいると、さきの答弁があったんですけども、解消のための特養ホームの増設を初め、介護保険の基盤整備充実を図ること、あわせて国・県への財政措置を求めることについてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 基盤整備でございますが、介護保険サービスの一つであります特別養護老人ホームにつきましては、平成25年4月に、利用者を高浜市民に限定いたしました特別養護老人ホーム「論地がるてん」がサービスを開始いたしました。それで、待機者の中には、将来に向けて予約的に申し込んでおみえになるという方もお聞きしております。

また、今後の施設整備計画でございますが、予防、そして在宅を基本に進めてまいります、一方で、高齢化の進展も踏まえまして、市内の整備状況を検証し、高浜市審議会において御検討をいただいております。

なお、介護基盤整備に対する財政措置につきましては、いわゆる地域医療・介護総合確保推進法の制定によりまして、新たな財政支援制度として、地域医療介護総合確保基金が創設されました。介護分野におきましては、平成27年度から財政支援が行われる予定となっております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 施設の整備は検討するというので、またこれから進んでいくだろうと思います。そこら辺はつくる方向で検討していただきたいというふうに思います。

次に、認知症を初めとする家族介護をする家庭に対する援助を強化し、介護手当（認知症、寝たきり手当）を支給することも求めたいと考えますけれども、これもいかがですか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 本市の認知症対策の一つといたしまして、認知症を正しく理解し、自分でできる範囲内で認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターの養成研修を平成17年から行っております。また、平成25年度におきましては、金融機関関係職員や大型スーパー従業員を新たな対象といたしまして養成研修を実施いたしまして、例年の倍以上の1,100人以上のサポーターが誕生いたしました。第6次総合計画の中期基本計画におきましても、まちづくり指標として認知症サポーターの養成を掲げ、認知症の人を支える地

域づくりのため、その増加を目指しており、引き続き養成講座を実施してまいります。

また、認知症高齢者や寝たきり高齢者に対する介護手当の支給につきましては、介護保険制度施行前において、寝たきりや認知症状を有する要介護者となった場合におきましては、措置制度によるサービス提供でございました。この制度は、介護はもっぱら家族が担っておるということで、御本人には、その生活の向上を目的として、介護する方におかれましては、その労をねぎらうためということで、支給が実施されていたところでございます。

平成12年度に制度が創設・施行されました介護保険制度は、従前の高齢者の介護に関する制度を再編成いたし、介護を社会全体で支える公平で効率的な社会的支援システムとして介護保険制度が構築されたところでございます。このため、介護手当の支給は介護給付と重複することから、支給については考えてはおりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） とはいっても、介護する家族の方は大変だと思うんです。そういった措置も一考のうちに入れていただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険制度の改正において、新たに設置されるチェックリストの件でありますけれども、このチェックリストは、市町村の窓口相談に来た利用者に対して、介護給付を受けられるか、給付から外れ一般介護事業、住民運営の通いの場を含むという形になってはいますが、総合事業の対象になるのか、振り分けが行われると言われております。また、サービスの対象外となることもあるというふうになってはいます。高浜市としてはチェックリストの運用はどのようになるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 現段階で国のほうから出ている部分で、高浜市ではというよりも国全体でというふうに御理解いただきたいと思いますが、チェックリストにおきましては、地域包括支援センターにおきまして、生活の困り事等の相談や希望するサービスを御本人さんから聞き取った上で、明らかに要介護認定が必要な方や、また一般の介護予防対象者以外の方の現在の要支援相当に該当する方のうち、通所型サービス、訪問型サービス、また、ひとり暮らし高齢者等の見守りなどを行う生活サービス等の総合サービスのみを利用する方にチェックリストを行うこととなっております。また、このチェックリストによりまして、従来の介護認定等を省略することができますので、迅速なサービスの利用が可能となっております。

チェックリストの実施に当たりましては、被保険者御本人様に御質問しながら本人様に記入していただきますが、御本人が入院等で外出に支障がある等で来所できない場合におきましては、電話や御家族の来所による相談に基づき、チェックリストを作成するということになっております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ちょっとはっきりしないところがあったんですけども、このチェックリストは、全員に行うのか、必要のある方だけに行うのか。そこら辺がちょっとはっきりしなかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 先ほどの答弁と重複いたしますが、窓口にお越しになった方の御要望やサービスの御希望を聞きまして、明らかに介護認定が必要な方、また通所型・訪問型サービス以外に、例えば訪問看護だとか、そういったサービスを御利用の方におきましては、チェックリストはいたしません。通所型サービス、訪問型サービス、また生活支援サービス等を御利用の方に、チェックリストをさせていただくことになっております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

では、次にいきます。子ども・子育て支援新制度についてですけれども、保育制度新システムに反対し、措置制度を守り、保育サービスを低下させないことについての質問ですが、子ども・子育て支援新制度について、国の制度変更によりどのような影響が出るのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 来年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う影響ということについてでございますけれども、まず保育園の利用についてでございますけれども、保育の必要性の認定に係る事由が子ども・子育て支援法施行規則により、こちらのほうが規定されております。ということで、その規定に基づいて保育園に入園することになります。

この規定と現状の本市における保育の実施基準の取り扱いとの相違点でございますけれども、これまで同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる状況であれば保育園の利用ができなかったものが、今回は保護者の状況のみでの判定となったということでございます。

国の施行規則におきまして、労働必要時間の下限と求職活動等が盛り込まれたことに対しまして、近隣市では、3歳未満児の労働必要時間が国が規定した下限時間よりも厳しく設定しておったり、求職中を認めていないこと等から、国の規定どおりの取り扱いをした場合に増加する保育ニーズに対しまして今後10年の経過措置期間内で対応することが求められておりますけれども、本市におきましては、これまで運用してきた保育の実施基準は、先ほど相違箇所のところでも申し上げました部分以外は国が規定した内容にほぼ沿っておるということで、保育園の利用要件の制度変更につきましては、利用者にとっても、また本市にとっても、大きな影響はないものというふうに考えております。

また、保育料につきましては、認定制度の導入によりまして、満3歳未満で保育を必要とする3

号認定、それと満3歳以上で保育を必要とする2号認定におきまして、保育短時間及び保育標準時間に区分されることとなります。国が示しました利用者負担のイメージでいきますと、保育短時間認定者につきましては、保育標準時間認定者の1.7%少ない額での設定でありまして、本市の保育料を保育標準時間認定に設定した場合の保育短時間認定は月額で100円から600円の差というふうになります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 影響は少ないということですね。でも、いろいろな利用者の目に届かないところも何かあるというふうに聞きますけれども、これについては、もう少し進めていったところでまた聞きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

話は変わりますけれども、現在、いきいき広場にある「おひさま」、家庭的保育ですね、3階では不安等の声がありますけれども、その見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの3階にある「おひさま」についての御不安ということについては、有事の際とか、そういう意味での質問だというふうに私どものほうは認識して答えさせていただきますけれども、家庭的保育事業につきましては、高浜市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第7条におきまして、非常災害に対する具体的対策を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めることと、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行わなければならないということが、その中で規定されております。

おひさまにおきましては、この規定に基づく訓練がなされるというものでありまして、その場合、当然ながら3階にある施設ということを意識した訓練ということになります。加えまして、同フロア及びその階下には高浜市社会福祉協議会や市の職員も多数いるということですので、災害等有事の際には十分その避難等を含めて対応可能なものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、幼稚園、保育園の民営化推進を改め、園の充実に努め、待機児を出さないことと加えて、利用定員、利用調整は市があっせんすることと条例にあります。兄弟で違う保育園になるとか、通勤の方向とか、考慮されるのか。されるのであれば、どの地域にどれだけかの把握が必要となります。その上で利用定員が決まると思うんです。待機児が出るか出ないかのぎりぎりではなく、余裕がなければ兄弟一緒に保育園にすることは難しいのではないかと考えますので、その見解をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの兄弟一緒にの入園というものについての考え方というところでございますけれども、まず保育園を利用する保護者につきましては、兄弟姉妹による当然

ながら2人以上の利用をされる方がみえますので、その場合は、兄弟姉妹は同じ園に通園できるということは利便性もよく、負担軽減となります。そこで、本市におきましては、兄弟姉妹が同じ園に通いやすくなるような配慮のほうをさせていただいております。

まず、1点目ですけれども、点数加算というものです。4月の新規入園に際しましては、点数制による入園決定を実施しておりますけれども、兄弟姉妹が既に保育園に通園している場合で同じ園を希望する場合につきましては点数を加点することといたしております、そうしますと点数が高くなって兄弟姉妹が同じ園に通いやすくなるというところで、そういった点を配慮しております。

続きまして、2点目でありますけれども、これは転園制度というものであります。毎年、新規入園の募集前に在園時に対しまして転園の希望をとっております、希望先にあきがあれば転園をしていただく措置をとっております。

以上のような取り組みによりまして、兄弟姉妹ができるだけ同じ園に通園できるような配慮をさせていただいております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

やっぱり余裕がなければこういうこともできないだろうと思うんですけれども、そういう点はちょっと抜けているように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） これまで先ほど申し上げましたような形で兄弟入園のところに対して配慮をする中で、ある程度、最初の入園時にはその希望がかなわない場合があっても、おむね転園希望の中でそこが救えている状況でありますので、転園について、兄弟の一緒の入園ができていなくて保護者様のほうからそういった苦情を受けているというようなところは、ほぼない状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

新制度に変わる関係で、利用時間の認定だとか、そういうものが気になるところなんですけれども、これについてはどうなるのか、お答えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 新制度に伴う利用時間の認定というところでございますけれども、まず満3歳未満で保育を必要とする3号認定及び満3歳以上で保育を必要とする2号認定につきましては、先ほどもありましたように保育短時間及び保育標準時間で区分されることとなりますけれども、保育短時間は1日8時間、保育標準時間は1日11時間の範囲内での利用という中の想定でありまして、本市におきましては、保育短時間の8時間は午前8時から午後4時、保育標

準時間の11時間につきましては午前7時半から午後6時半の範囲内での利用というふうな形で考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

11時間ということで勤務の体系も気になる場所ですけれども、これは先に進んでからというふうに思います。

次に、防災についての質問に移りますけれども、地域防災計画はマグニチュード9に対応した計画の見直しについてですが、当局から、県独自の被害想定その他の発表がありましたので、本市の地域防災計画を進めていきますとの回答がありました。どのように経過してきたか、また今後の見直しは何を重点にしていくのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま議員がおっしゃられましたように、ことし5月30日に愛知県防災会議が開催をされて、愛知県独自の東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果の報告というのがされております。

そこで、災害対策基本法の第40条によりまして、この被害予測を反映されて、愛知県のほうが地域防災計画を修正されておられます。私どももこの地域防災計画につきまして、同法の42条に、市町村関係の地域防災計画に関する条文になっておりますが、そこを踏まえて見直しをするということで、現在、この地域防災計画の見直しの作業を進めておる途中でございます。この内容というのは、平成24年度、それから平成25年度の6月に、それぞれ地域防災計画の見直しをするための災害対策基本法が改正をされておりますので、その改正に基づいた内容の改正を進めておるということでございます。

それから、先ほど見直しの重点ということで、主なものをちょっと4点申し上げます。

まず、1番目に避難場所及び避難所の見直し、それから2点目が避難行動要支援者名簿の作成、それから3点目が避難勧告等に係る知事等の助言、4点目が罹災者証明の交付などが、主な見直しの項目となっておりますということでございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

避難場所や避難所の見直しは市民の命にかかわることですので、ぜひともいいものにしていただきたいなというふうに思います。

次にいきますけれども、稗田川に集中する雨水を分散させるとともに、堤防より高い地域の排水を自然流下させる樋管を増設することを求めています。また、向山フレンド公園に遊水地を設置できないものか、見解をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） それでは、稗田川に集中する雨水を分散させることにつきまして回答させていただきます。

高浜市の地形でございますが、明治用水中井筋から南の地域につきましては、地形が北が高く南が低い、あるいは西が高く東が低いというように、稗田川周辺が低くなっております。そのため、降雨があった場合には稗田川周辺に集まることは、議員も周知のとおりでございます。

高浜市では、今までに稗田川周辺に集まる雨水を軽減させるための対策は実施してきております。ことしの6月議会での一般質問で、神ノ木第1排水区の放流先は稗田川に流れていると御答弁をさせていただきましたが、平成12年度、これまでの経緯を踏まえて排水区の見直しをして、一部区域の雨水を明治用水中井筋に放流するように変更しております。

また、稗田川の左岸で、特に雨水が集中する地域でもある向山町一丁目地域におきましても、排水区の一部雨水を稗田川の下流に流れるように変更しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 続きまして、樋管を増設することでございますが、この増設につきましては、時間降雨量50ミリメートルで、愛知県が稗田川の河川改修事業を進めるに当たり、既存はけ口の調査を行い、それに伴い計画的にはけ口が設置されております。現在、中荒井排水区には5カ所のはけ口があり、新たに増設することは難しいと考えております。

次に、フレンド公園に遊水地を設置できないか見解をいただきたいということでございますが、現在の中荒井ポンプ場の設置に至るまでの経緯も含めて説明をさせていただき、見解とさせていただきます。

議員も御存じのとおり、平成12年9月に東海豪雨が発生しました。高浜市ではいろんな施策を検討実施してまいりました。その一つが平成13年1月から平成16年3月まで実施いたしました住宅かさ上げ補助制度でございました。当時、雨水ポンプの設置も検討されましたが、巨額の費用が必要であることや施設の維持管理が発生することなどが懸念されておりました。一方、住宅のかさ上げの方法は、将来とも安心・安全の面からいけば最も効果的な方法であります。浸水被害宅に何回も職員が説明をさせていただきましたが、残念ながら向山一丁目地区では一件も行われておりませんでした。そのため、行政として何らかの対策が必要であるため、過去の浸水被害を踏まえ、平成16年度に中荒井排水区の向山地区に浸水被害低減の方法を検討しております。

検討の案を6つ考え、降雨強度は河川整備計画に整合を図る時間50ミリメートルを原則として、長所・短所、効果発現までに要する時間、経済性・実効性を考慮して検討しております。その一つの案にはフレンド公園に貯留施設を設置する方法がありましたが、短所といたしまして、降雨時間が長く続くと対応ができない。築造予定地が市の土地ではないため、土地の寄附または買収が必要。大量の残土が発生する。維持管理が必要。池のような上部が開いたオープン形式とした

場合には安全対策が必要となることが考えられること。実効性においては、計画想定内の降雨状況には対応可能であるが、それを超す降雨状況になれば湛水する一方となり、河川高水位より低い地盤が存在する当地域ではリスクが大きい。築造予定地を寄附などの無償で使用できる場合はよいが、土地の買収が必要な場合は高価な対策となるとされており、結果、ポンプ場施設をつくることが有利と考え、平成18年度、19年度の2カ年で総事業費約2億2,200万円で中荒井ポンプ場を築造しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） フレンド公園についてですけれども、昨今、集中豪雨も頻繁に起こるような形になっていて、そういった事情も地主に説明して、できるようにするのが本当じゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの御質問の件に関しまして、先ほども答弁いたしました、過去にフレンド公園に遊水地の設置について検討した経緯がございます。現在、現時点では地主に対して事情を説明することは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これも一考のうちに入れて、何か対応を、またいいものがあればというふうに思うので、そこら辺の検討もお願いしたいなというふうに思います。

次に、越水河川、浸水地域、急傾斜等の実効ある防災計画を立て、市街地における遊水機能を高め、多目的遊水地の設置及び高浜川の排水ポンプ設置を県に要求することを求めていますけれども、市の考えはどうなっているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問いただきました内容について、稗田川沿線については、降雨による浸水に対して危険性が高い地域につきまして、雨水の流下方向を変更し、雨水量の軽減を図るため、中荒井排水ポンプ場を竣工しております。さらに、大雨が予想される場合、ポンプ班による可搬ポンプを使用した排水の対策ができるよう現地対策本部を設け、緊急出動ができる強化体制を図っております。

また、高浜川の排水ポンプ設置につきましては、今年度も引き続き県及び国に対して事業促進の要望をしております。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

要望しているということですが、なかなか実現できませんね。

次に、民間住宅の耐震診断を促進し、耐震改修の費用への助成を増額することについてですが、現在では耐震診断を促進するために広報紙へ掲載するなど制度の周知と啓蒙を図ってい

るとの回答をされていますけれども、その結果についてはどうなっているのか。平成25年度と今年度の実績で木造住宅の耐震診断及び耐震改修は何件されているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 平成25年度と今年度の木造住宅の耐震診断及び耐震改修の件数でございますが、平成25年度での耐震診断は11件、耐震改修が4件。本年度11月末日まででは、耐震診断が5件、耐震改修が4件となっております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） なかなか進まないように思いますけれども、想定では約2,000件が地震で倒れるというような想定もありますけれども、これは早急に進めていただきたいというのが1つありまして、現在、耐震診断の進捗状況はどうなっているのか、また耐震改修の周知、PRはどうされているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 進捗状況というところでございますけれども、今現在、ちょっと昨年末時点ですけれども、粗い計算とはなりますが、耐震改修率が86%ほどになっております。

続いて、周知、PRのところでございますが、住民一人一人の防災意識を高め、耐震診断、耐震改修を促進するために、これまでの広報たかはまや公式ホームページを活用した制度での周知、PRに加えまして、啓発チラシを高齢者のお集まりになる機会での配布、それから市からの郵便物にこういった啓発チラシを追加させていただく方法など、今後とも積極的に制度の周知、PRに努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

家が倒れて圧死ということにならないような形にしていっていただきたいなというふうに思います。

次に、被災者に対し、見舞金の増額、ライフラインの復旧、各種税の軽減措置を行うことを求めていますけれども、見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） まず、災害見舞金につきましては、被害の程度により最大5万円の範囲で見舞金を給付することとしておりますが、今のところ見舞金の増額は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） ライフラインの復旧についてでございますが、愛知県、高浜市上下水道工事店協同組合、また関係機関と連携して、早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） それでは、税の減免について私のほうからお答えさせていただきます。

被災者に対する個人市民税、それと固定資産税及び都市計画税等の減免につきましては、市税条例、市税条例施行規則及び災害による床上浸水に係る市税等減免事務取扱要綱により既に実施しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 見舞金については、もう少し上げていただいてもいいかなというふうに思うんですけども、ぜひともそこは検討の一つとしていただきたいなというふうに思います。

次に、国・県に対し、治水・防災対策関連予算の増額を図るよう要求することについてですが、どのようにされているのか、今までの経過をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 治水事業は住民の生命と財産に直結する事業であることを鑑み、安定的な財源が確実に確保されるように、愛知県河川海岸協会、愛知県治水砂防協会並びに油ヶ淵改修促進期成同盟会などの要望活動を通じて、国及び県に強く要請しておりますし、今後も要請してまいります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） なかなか増額も難しいみたいで、実現はされていないような感じもしますけれども、それをまた引き続きお願いしたいと思います。

次に、東日本大震災において、原発事故がいまだに海に放射能汚染水をとめることができない状況となっていますけれども、一度原発事故が起こると大変な被害をもたらすこととなります。

福井の海岸から飛ばした風船が高浜市にも到達したという事実もありますけれども、高浜市においても放射能測定を定期的に行う必要があると考え、要望書では、放射線測定器を購入し、放射線を測定するという事で、住民の安全や健康を守ることを求めています。どのようにお考えになっているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 現在、愛知県において放射線測定を行い、その結果を県のホームページなどを通じて公表されている状況でございます。

放射線測定器の購入につきましては、県から放射線測定器を市町村に貸し出しが行われており、放射線の測定が必要になった場合は県より借用できることとなっております。

したがって、市が放射線測定器を購入し、放射線を測定する予定はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 放射線測定についても、いつでも相談できる体制を市民に周知する必要がある

あると考えますけれども、市の見解をお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 放射線の測定は、愛知県が県内5カ所に固定型の測定機器を設置し、24時間連続で測定をし、結果につきましては県及び原子力規制庁のウェブサイト公表されてございます。さらに、県においては、文部科学省からの要請を受け、可搬型サーベイメータを用い、県内12市町村で地上1メートルの放射線量を追加で測定され、その結果、放射能の影響がなかったことは、既に御承知のことだと思います。

このような安全が確認されている状況の中で、市において放射線の測定を行うことは、社会問題にもなりました風評被害をもたらすことが懸念されますので、市民の皆様の不安をあおることがないように国・県が発表する情報を正確にお伝えする方向で周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 正確な情報を市民に伝えれば、そんなに混乱もしないだろうというふうに僕は思うんですけれども、そういう関係で、やっぱり放射線測定器を購入して高浜市でも測定ができるような形にさせていただくと本当はいいと思いますので、これも要望しておきます。

次に、スポーツ振興についてですけれども、スポーツ施設の改善と安全対策を実施し、市民がスポーツに親しめるためにグラウンドゴルフやスケートボードなどできる施設を整備することを求めています。見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） スポーツ施設の安全対策につきましては、平成23年度は体育センター床面の整備、平成25年度は体育センターの外壁の工事、今年度は五反田グランド南側のベースワイヤーの取りかえなど、計画的に進めております。今後につきましても、利用者の安全を第一に考え、安全対策を実施してまいります。

また、スポーツ施設の整備ということでは、（仮称）高浜緑地の整備に向けまして、現在、愛知県衣浦港務所と協議を進めており、ニーズの高いグラウンドゴルフもできるよう設計をいたしております。

今後も安全に楽しく市民の方々がスポーツに親しむ機会を提供してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

話題に上がりました（仮称）高浜緑地の整備に向けて、協議を進めているとの答弁もありましたが、具体的な協議の内容をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 協議の内容ということでございますが、（仮称）高浜緑地の利活用の方法、事業進捗の確認、県と市の役割分担、今後の進め方などのすり合わせ行っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） すり合わせまでは来ているというんですけれども、今後のスケジュールについてはどのようになっているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 現在、愛知県が造成部分の詳細設計を、市が上部利用の詳細設計を発注しているところでございます。来年度以降、まず県が造成工事を行い、その後、市が防球ネットなどの設置をまいります。本市といたしましては、愛知県の造成工事が終わり次第、速やかに着工できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。また、愛知県に対しましても早期に供用開始できるよう働きかけを進めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 高浜緑地については強い要望があるといろんなところで聞いています。早くできるように進めていっていただきたいなというふうに思います。

さまざまな要望をいたしました。生活が厳しい折には、市民に対して負担を減らすことが必要ではないでしょうか。介護を使うから保険料が上がって当然とされることや、持続可能な国民皆保険制度を進めるとして保険税の引き上げすることをよしとすることは、憲法第25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反しないかと考えます。一言申し上げて、質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分。

午前10時58分休憩

午前11時8分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員、一つ、商工行政について。一つ、防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります商工行政と防災行政の2問について一般質問をさせていただきます。

最初に、商工行政について質問いたします。

まず、豊田町三丁目の工業用地創出の経緯と進捗状況について質問いたします。

第6次高浜市総合計画の土地利用構想においては、この地域は、新たな産業立地や既存工場の

拡張に対応していくため、工業系ゾーンとして位置づけ、また現行の都市計画マスタープランにおいても、内陸部の工業系ゾーンとして新たな産業用地の整備を図るとしており、平成24年9月の高浜市議会定例会において、豊田町地域の工業立地検討業務委託について補正予算が計上され、都市計画法及び農地法などの土地利用に係る法的条件について、関係機関と協議し、土地利用、道路、水路などの整備方針の検討、手続面などの整理に加え、道路、水路のつけかえ計画や高低差の調査を行い、土地利用構想図等作成のほか、土地利用構想図等に基づき概算事業費を算定し、地権者から取得する際の価格及び造成後に企業に売却する際の価格などを試算するとともに、開発手法の洗い出しを行い、課題を整理した上で、事業スケジュールを踏まえながら事業実施に向けた手法を検討し、報告書として取りまとめるということでしたが、まだ具体的な報告がありません。事業調査が始まって数年たっているもので、開始から現在まで支出した費用の内容と費用対効果などの成果、進捗状況をお答えください。

私は、高浜市の将来の財政を考えた場合には、早急にこの地域の開発を行い、企業の進出を少しでも早く行わなければいけないと考えております。豊田町三丁目の工業用地創出の経緯と今後の販売までのスケジュールについてもあわせてお答えください。

次に、工業立地検討地区の今後の考え方について質問いたします。

地区計画策定スケジュールをお答えください。地区計画策定後、市街化区域に編入するのであれば、いつになるのかお答えください。

今後の企業誘致の考え方について質問いたします。

第6次高浜市総合計画の土地利用構想や現行の都市計画マスタープランにおいても、豊田町三丁目以外にも工業系ゾーンとして位置づけされている地域がありますが、私は地域経済の活性化や地域雇用の安定のためにも企業誘致を積極的に進めることが高浜市の将来のためにも必要だと思いますが、市のお考えをお答えください。

次に、防災行政について質問いたします。

ハザードマップ見直しの現況と今後の取り組みについて質問いたします。

平成26年11月19日午後5時半から、市役所の第2会議室において、東海地震・東南海地震・南海地震被害予測の調査説明会で、愛知県の被害予測調査では、過去地震最大モデルでは建物被害が約1,100棟、死者数が約40人、理論上最大想定モデルでは建物被害が約5,300棟、死者が約300人という数字が記載されていましたが、高浜市では、まだ以前のままのハザードマップが配布されていますが、最大モデルでの被害想定をもとにハザードマップ見直しを行っていくかなど、今後どのように進めていくのか、スケジュールをあわせてお答えをください。

また、11月22日に発生した長野県北部地震では、最大震度6弱の地震にもかかわらず、重傷者はいましたが、死者が一人もいなかったという奇跡的な地震でした。この地域は、雪が多く、建物の柱やはりが太いので、建物が倒壊しても生存空間が確保されたのではないかとの新聞記事も

ありました。このような記事からも建物の耐震化は命を守るために重要であると考えます。高浜市の平成21年度から平成26年11月までの建物診断、耐震改修を実施した件数をお伺いいたします。

次に、防災ラジオの現状と今後の取り組みについて質問いたします。

平成24年度、25年度に防災ラジオを1,000台購入され、市民に販売していただいておりますが、9月議会で昨年度の販売台数が報告され、市民に行き渡っていないことに驚きを覚えました。今年度は、昨年度の反省を踏まえ、どのように啓発してきたか、また今までに何台販売されたか。また、同報無線が聞こえない世帯があるということで、この補填として市民に販売を始めたということもお聞きしておりますが、同報無線などからの重要な情報を補填するためのラジオがあと何台必要になるのか。販売が進まない現状を踏まえ、ラジオ以外に情報伝達の手段をどのように考えているのか、今後の取り組みをお伺いいたします。

次に、防災訓練の現状と今後の考え方について質問をいたします。

防災訓練については、各まちづくり協議会が主体になって実施していると思いますが、平成26年度の防災訓練は各地区の訓練内容と参加者等についてはどのようになっているのか。また、11月15日に知立リリオ・コンサートホールで防災講演会が開催されましたが、講師の阪本真由美名古屋大学特任准教授は、災害は必ずいつかやって来る。そのために常日ごろから訓練をしていくことが大切で、自助や共助が特に大切であって、行政を当てにしているといけないというようなことを言われておりました。私は、今までのシナリオどおりの訓練ではなく、どのようにしたら災害が起きたときに役立つ防災訓練ができるか、行政の責任として考えていただきたいと思しますので、お伺いいたします。

また、現在の庁舎は耐震性がないということで、職員の命も危険にさらされていることも考えられます。庁舎の耐震化は現在庁舎整備が進められているところではありますが、耐震化されていない庁舎では、職員の命を守るため、防災訓練は非常に重要であると考えます。平成24年、25年、26年の訓練内容などは市の取り組みがどうなっているかお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の御質問、1、商工行政について、（1）豊田町三丁目の工業用地創出の経緯と進捗状況について問う、（2）工業立地検討地区の今後の考え方について問う、（3）今後の企業誘致の考え方について問う、2、防災行政について、（1）ハザードマップ見直しの現況と今後の取り組みについて問う、（2）防災ラジオの現状と今後の取り組みについて問う、（3）防災訓練の現状と今後の考え方について問うにそれぞれお答えをいたします。

初めに、（1）豊田町三丁目の工業用地創出の経緯と進捗状況についてお答えをいたします。

御質問の豊田町三丁目地区の経緯につきましては、昨年9月定例会で議員の一般質問の答弁

と重複することを御了承ください。

第6次高浜市総合計画の土地利用構想において、新たな産業立地や既存工場の拡張に対応していくため、衣浦港沿岸部や内陸部における既存の工業集積地及びその周辺区域については、工業系ゾーンとして位置づけをいたしております。また、現行の都市計画マスタープランにおきましても内陸部の工業系ゾーンとして将来的な生産機能の強化を考慮し、工場隣接区域で新たな工業用地の整備を図ることといたしております。

これらの計画で新たな工業用地として位置づけられた豊田町三丁目地区に関するこれまでの経緯を申し上げますと、平成13年12月に北側の隣接企業から工場拡張のための用地確保に関する要望書の提出があり、これを受けて平成17年1月に関係地権者に対して意向調査を実施し、平成19年2月には農業振興法に基づく農業振興地域からの除外の手続を行うなど、工業用地化に向けた調整を進めてまいりました。

しかし、平成24年1月に企業側と一部地権者との間で土地利用の条件面での折り合いがつかなかったことやリーマンショックに端を発する世界的な景気の低迷などを背景に、隣接企業から正式に工場拡張を断念する旨の書面が提出されました。

これを受けまして、平成24年3月に関係地権者に隣接企業が開発を断念したとの報告を行うとともに、市としては引き続きこの地域において工業立地を進めていきたいという市の方針をお伝えするため、関係地権者に対して再度意向調査を実施いたしました。

その結果、関係地権者の約9割の方が工業用地化に前向きな考えでいることが判明するとともに、一方では、市内企業の中で進出に前向きなお考えをお持ちのところ为数社あるという話もお聞きいたしております。

こうした状況を受け、平成24年9月に補正予算で、時機を逸することなく、この地域の工業立地を進めていく上で必要となる具体的な事業手法や整備手法等について専門業者に調査を委託し、最終的に報告書として提出を受けるための工業立地検討業務委託料を計上させていただいたところでございます。

業務委託の内容といたしましては、都市計画法及び農地法などの土地利用に係る法的条件について、関係機関と協議をしながら整理し、取りまとめるというものでございます。

この業務委託の対象地につきましては、一体的に開発が可能な約7.2ヘクタールの地区と、南側の隣接する企業が工業拡張を希望している約0.6ヘクタールの地区の2地区に区分して検討を行いました。

まず、整備手法の検討でございますが、7.2ヘクタールの地区につきましては、開発事業者として4つの選択肢がございました。その4つの選択肢とは、1つ目は進出企業、2つ目は民間開発事業者、3つ目は愛知県企業庁、4つ目は市の土地開発公社でございまして、開発許可につきましては、この4つの開発主体とも可能であるという結論でございました。

その一方で、4つの選択肢に対する農地転用許可につきましては、進出企業及び愛知県企業庁はクリアできるものの、民間開発事業者及び市の土地開発公社については分譲目的での開発では農地転用が認められないということから、許可を受けることは困難という結論でございました。

以上の点を踏まえまして、実現の可能性を検討いたしましたところ、整理をしなければならない課題も幾つかございますが、最終的には4つの選択肢のうち、進出企業による開発か、あるいは愛知県企業庁が実施する場合の2つの実現が可能という結果になっております。

次に、0.6ヘクタールの地区でございますが、この地区につきましては、土地の形状や面積から判断をして新規の工場立地を促すよりも隣接する既存工場の拡張を促したほうが効果的であり、既存工場が開発主体となって開発行為を進めていくことが現実的であるという結論が示されております。

これまでが前回の一般質問で答弁いたしました経緯の概要でございますが、その後の進捗状況といたしましては、議員も御承知のとおり、平成26年1月の臨時議会において、先ほど経緯の概要でも御説明いたしました7.2ヘクタールの地区の開発に必要な土壤調査業務委託料と地区計画決定図書作成業務委託料の予算措置を講じさせていただきました。

それぞれの状況を御説明させていただきますと、まず土壤調査業務委託は、地区内の土壤の有害物質の混入を調査する土壤調査、それと廃棄物等の埋設を調査する試掘調査を実施いたしました。これらの結果について申し上げますと、土壤調査の結果は、全ての調査対象物質で基準を満たしており、良好な土壤であることが判明いたしました。また、廃棄物の埋設に関し、地区内3カ所の試掘調査を行いました。この調査につきましても特に問題となる廃棄物の埋設はされていないことを確認することができました。

次に、地区計画決定図書作成業務委託は、開発区域内に新たに設置する道路、水路、調整池等の配置を詳しく定めるための計画を作成するものでありますが、現在、35世帯の権利者のうち、多くの権利者の方の同意は得ておりますが、全員同意に至っていないことから、最終的な開発区域は定まっておりません。このことから、地区計画の策定に関しましては、現在も愛知県と協議中であり、詳しくお答えをすることができませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、(2)工業立地検討地区の今後の考え方についてお答えいたします。

豊田町三丁目地内の7.2ヘクタールの地区の現状としましては、先ほど申し上げましたとおり、多くの権利者の方の同意は得ておりますが、全員同意に至っていないことから、いまだ開発事業者が決定をしているわけではございません。

現段階で考えられる今後の考え方を申し上げますと、工業立地検討業務委託で見えてまいりました開発主体として実現可能な2つの選択肢のうち、進出企業による開発では、広大な土地の造成工事の実施という長期にわたる造成工事費やその他の費用に対する負担・担保が必要となる一

方で、愛知県企業庁が開発を行うと、造成工事費などの負担・担保が必要なく、企業庁が行う造成工事完了後、直ちに工場が立地できる状態の土地を購入することができるなどのメリットがあります。また、権利者にとっても、土地売買に伴う譲渡税に対する特別控除の適用を受けることができるなど優位性があることから、開発地区内全員の合意形成を得た後は、愛知県企業庁による事業の実現を目指してまいりたいと考えております。

一方、0.6ヘクタールの地区については、業務委託の結果を受け、隣接する既存工場の拡張を促すことを考えております。

いずれにいたしましても、進出した企業が工場を立地した後は、現在の市街化調整区域を企業の将来的な土地利用の促進を促すため、本市の都市計画全体を考慮し、市街化区域に編入をすることを考えております。

最後に、（3）今後の企業誘致の考え方についてお答えします。

企業の設備投資は、景気情勢等に左右されやすく、現在、豊田町三丁目の工業用地の創出を進めている中で、企業の投資意欲や新たな工業用地の必要性を把握するために本年度においても企業訪問を実施いたしました。その際、多くの企業から、新たな投資意欲のお話や、中には将来に備えた工業用地を探している企業もあり、このような企業の投資意欲にお応えするため、さらなる工業用地の創出として、第6次高浜市総合計画の土地利用計画や都市計画マスタープランで将来的な工業系ゾーンとして位置づけられている小池町地区についても工業用地を創出するための調査検討を実施しているところでございます。

なお、現在、調査検討を実施している段階でありますので、現状を詳しくお答えできる状況ではございませんが、いずれにいたしましても、これらの工業用地の創出を具体化していくことは、既存企業の市外への流出による産業の空洞化を防ぐとともに、新たな企業の進出により、将来的な雇用の場の確保、産業の振興などにつながり、ひいては本市の持続可能な財政基盤の構築につながるものと考えております。

続きまして、2問目の防災行政について、初めに（1）ハザードマップ見直しの現況と今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほどの驚見議員の御質問の答弁と重複いたしますが、ことし5月30日に開催された愛知県防災会議において公表されました東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査に基づき、現在、ハザードマップを作成しております。

今回作成しておりますハザードマップは、愛知県の被害予測調査と同様に、南海トラフで繰り返し発生をしている地震、津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの、宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5つの地震を重ね合わせた過去地震最大モデルと、内閣府が公表しました千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものの南海トラフで発生するおそれのある地震、津波のうち、あらゆる可能性を考慮した理論上最

大想定モデルの2種類の地震モデルにおける高浜市内の震度分布、津波浸水予想区域、液状化危険度予測について作成しております。

また、今回のハザードマップは、現在作成中ではありますが、今までのハザードマップを見直し、冊子形式で作成いたしますので、被害予測調査結果の内容だけでなく、地震が発生したときの行動や日ごろからの地震への備え、防災情報の入手方法や安否の確認方法についても市民の皆様にはわかりやすい内容にしていく予定でございます。

納品時期につきましては、現在、修正作業をしています地域防災計画の修正内容も踏まえ、年度内の納品を予定しています。

また、今後も含めた納品後の配布予定ではありますが、次年度以降の防災訓練等での利用や防災学習などの普及啓発にも活用をしていきたいと考えております。

続きまして、平成21年度から26年11月までの木造住宅耐震診断、耐震改修を実施した件数であります。耐震診断については、平成21年度は52件、平成22年度は50件、平成23年度は53件、平成24年度は9件、平成25年度は11件、平成26年11月までは5件となっております。

次に、耐震改修の実施件数であります。平成21年度は15件、平成22年度は11件、平成23年度は23件、平成24年度と平成25年度は4件、平成26年11月までは4件となっております。

続きまして、(2)防災ラジオの現状と今後の取り組みについてお答えします。

初めに、防災ラジオの目的は、既に御認識のこととは存じますが、改めて御説明いたします。

平成24年度に、地震や避難などの災害に関する防災情報伝達のため、同報系防災行政無線の屋外拡声子局を整備いたしており、市内に整備いたしました屋外拡声子局は、市役所に親局を設置し、地震発生時の津波や台風時の高潮対策として沿岸部及び水害ハザードエリアである稗田川周辺、避難所となる小中学校など、市内25カ所に屋外拡声子局を設置しておりますので、屋外拡声子局の音声は市内全域で聞こえるものではございません。そこで、防災ラジオを使用いただき、屋外拡声子局の音声が届かない区域、また自宅や事業所の屋内で屋外拡声子局の放送と同じ内容の音声を確実に聴取していただくもので、まさに屋外拡声子局の機能を補完するためのものであります。

防災ラジオからは、屋外拡声子局と同様に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による弾道ミサイル情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報などの国民保護に関する情報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報などの自然災害に関する情報や災害発生時における災害情報などが放送されます。

防災ラジオで使用いたします電波は、総務省東海総合通信局から地域振興波である60.98メガヘルツを本市の専用電波として使用許可をいただき、放送しております。

御質問の防災ラジオの啓発や販売台数につきましては、広報たかはまによる啓発に加え、高浜市商工会、市内企業、各種団体等への販売チラシの配布を行い、平成25年11月15日から販売の申

し込みを受け付けし、翌年の平成26年1月14日から販売、受け取りを開始いたしております。現状の販売実績といたしましては、平成25年度が230台、平成26年度が153台、合計で383台となっております。また、この販売とは別に、避難所等となります公共施設などを中心に既に68台を配布いたしております。

また、本年度の市民の皆様方への防災ラジオの販売周知につきましては、8月1日号の広報たかはまへの掲載、高浜市公式ホームページの掲載、10月1日号の広報たかはまの配布時に販売チラシを全戸配布いたしております。

現在の防災ラジオの運用については、毎週日曜日の夕方、4月から9月は午後6時、10月から3月は午後5時に実施をしています同報系防災行政無線の定時試験放送の際、防災ラジオからも同様の放送を流しております。また、本年6月5日と11月28日に実施しました国の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた全国一斉の緊急放送の伝達訓練や9月7日の市総合防災訓練の際には、同報系防災行政無線や防災ラジオを活用し、一斉放送を実施しております。

先ほどもお答えいたしておりますが、防災ラジオは同報無線の屋外拡声子局の機能を補完するためのものでありますが、御質問の防災ラジオがあと何台必要となるのかについては把握しづらいのが現状でございます。また、防災ラジオの販売が進まない状況を踏まえ、防災ラジオ以外に情報伝達の手段の考え方については、平成25年4月1日より、気象情報、防災情報、火災状況をメール配信します防災メールの運用を開始しておりますので、ぜひ防災メールの登録をお願いしたいと考えております。

最後に、防災ラジオの購入者に対するアフターメンテナンスなどにつきましては、本年1月から防災ラジオを販売し、間もなく1年を迎えることから、都市防災グループで防災ラジオを販売する際、防災ラジオの利用方法、日曜日の試験放送の件、年1回の電池交換などのメンテナンスについても購入者の方々にお伝えをしておりますが、今後、防災ラジオの販売周知に加え、改めて利用方法やメンテナンスなどについて広報たかはまに掲載をさせていただきたいと考えております。

最後に、（3）防災訓練の現状と今後の考え方についてお答えします。

まず、町内会としては、地域の防災組織として、町内会単位の防災訓練の開催や市総合防災訓練への御参加をいただいております。また、まちづくり協議会においては、防災部会などを設置し、町内会や各種団体を含めた防災活動の実施や市総合防災訓練に御参加をいただいております。

そこで、代表的な防災訓練であります市防災訓練を例に申し上げますと、市総合防災訓練は、毎年9月の第1日曜日を基本として、各防災機関の参加協力のもとに町内会、まちづくり協議会等の組織の地震災害に対する実働訓練を協働で実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を図ることを目的として開催しております。

ことしの市総合防災訓練の一次訓練は、安否確認のための市民総参加のタオル掛け訓練、小型

無線機、防災行政無線を活用した町内会、まちづくり協議会との情報通信訓練を取り組みの重点に掲げて、全ての町内会、まちづくり協議会の御協力をいただき、開催をいたしております。

一次訓練が終了した後、町内会単位あるいはまちづくり協議会単位において、避難訓練や避難所開設訓練、資機材取り扱い訓練、応急手当訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練、簡易トイレの設置訓練などの二次訓練を独自に開催いただいております。

毎年4月に開催しております市総合防災訓練関係者会議には、町内会やまちづくり協議会の関係者に御出席をいただき、市総合防災訓練の実施計画を御説明いたすとともに、訓練の目的、訓練の方針、訓練の流れ、初期消火訓練や避難訓練、救出・救護訓練などの訓練の種類等を記載しました自主防災会「防災訓練実践のしおり」を配付し、防災訓練を計画する際の参考にしていただいております。

防災訓練における訓練内容については、地域の特性や想定する被害状況に応じて変化することが求められますので、引き続き、地域防災力の向上、災害時に役立つ防災訓練の実施に向け、行政の責任といたしましても、より有効な訓練項目についての調査研究を行い、その情報を町内会やまちづくり協議会の皆様にしっかりとお伝えをさせていただきます。

最後に、庁舎での防災訓練の状況でございますが、多くの市民の方が来庁します市役所において、災害発生時における市職員の行動は、来庁者の方、市職員の人命を守るためには、日ごろの危機管理意識や迅速な対応が求められます。そこで、これまで市庁舎においては火災発生を想定した訓練を実施してきております。

御質問の平成24年度からの訓練内容についてお答えしますと、平成24年度では、平成24年10月30日に消火訓練、机上における避難誘導訓練、AED取り扱い訓練を実施いたしました。また、この日の訓練に合わせまして、市内の企業様から緊急階段避難車の御寄附をいただきまして、その取り扱いについての説明を企業からいただいております。この緊急階段避難車につきましては、地震や火災などでエレベーターが使用できないような災害時、避難時に歩行困難な方を上層階から階段を使用して安全に避難をさせることができるものです。この取り扱いについての説明会をあわせて実施しております。平成25年度では、平成25年10月29日に通報訓練、消火訓練、AED取り扱い訓練及び応急手当訓練を実施するとともに、あわせて濃煙体験も実施しております。

平成26年度は、まだ実施しておりませんが、平成27年2月にAED取り扱い訓練及び応急手当訓練などを実施する予定でございます。また、いきいき広場においては、平成27年2月2日に本年2回目の職員向けの防災訓練を計画いたしております。加えて、防災担当が主催する形で、庁内の防災訓練についても平成27年2月ごろに実施をするよう調整をいたしておるところでございます。

御質問のとおり、有事の際には来庁者や職員の命を守るため、常日ごろから防災意識を高めておく必要がありますので、状況に応じた対応が職員みずから行動できるよう意識づけを行ってま

いますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 第1回目の答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、商工行政のほうからお願いをいたします。今まで支出した経費は全て販売価格に上乗せすることにより、市の支出はないものと考えてよいか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 市の支出はないものと考えていいのかという話なんです、現在までの支出したものとしては、試掘調査の委託料が該当するものと思われませんが、これらの経費は事業化する上での参考資料とすることから、市の負担と考えておりますので、地中より廃棄物や有害物質が確認されていないのか事前調査と位置づけされております販売価格の上乗せについてはありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 企業庁が県の事業として行うのであれば、市の支出はそもそも要らないのではないかと、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 先ほど答弁させていただいたとおり、全員同意がいただけた後に企業庁をお願いしていくわけですので、その前提となる調査であることを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、市が負担しなければならない事項を約束しての事業があれば、事業開始前にその内容を議会に報告すべきだと考えますが、市の考え方をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 約束事はありませんが、現在、権利者と交渉している中での代替地の測量、それと分筆、それと土地の造成等の費用は、市が負担すべきものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 今の件ですけれども、地権者と交渉している中で、土地の代替地の測量や分筆、土地の造成、いわゆるかえ地の田んぼのところを例えば畑にするだとか、そういったものや何かは市が負担すると。そういう考え方でございますけれども、そういう予算は今後計上していくということによろしいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 来年度に計上していきたいというふうに考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 次に、道路の形状など土地の利用を制限する地区計画は、購入者を決めてから策定したほうが販売しやすいと考えますが、販売前に策定する理由を教えてください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 一般的な土地売買や市が区画整理事業等で保留地を販売すると同様に、土地の形状を示した上で事業者の販売していただくことを考えております。

参考までに、工業団地にありますので、大きな区画割になると思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、市街化区域にある工場を市街化調整区域に拡張することは、企業単独でしたくても、開発基準に合わないのでは、できないのではないかと。工場ができる前に市街化編入をすることができるのであれば、市はどのような支援をして促すのか、お答えください。

また、市が道路などのインフラに対して開発基準以上の制限を地区計画で定めるお考えなのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 議員の指摘のとおり、企業単独で工場を市街化調整区域に拡張することは大変難しいと考えております。

そこで、0.6ヘクタールの地区については、先に企業単独で農業振興地域から除外や農地転用等の手続を進めていただき、7.2ヘクタールの地区に工場が立地された後に、あわせて市街化区域への編入、用途地域の設定を行っていく考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。

また、開発基準以上の制限を地区計画で定める考えはございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

いずれにしても、これからの高浜市の将来を考えた場合には、少しでも早くスケジュールを示していただいて、それで少しでも多くの企業に進出をしていただくということが大事かと思ひます。当然、そのためには、販売用地の土地の単価の問題だとか、そういったものが非常に大きなウェイトを占めてくると思ひますので、早急にそういった単価等につきましてもしっかりと示していただいて、少しでも早く企業誘致ができるようにお願ひをしたいと思いますので、その辺のところを今後どのように考えていかれるのか御質問をさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） スピード感を持ってということですが、先ほど1問目の

ところでお答えをさせていただいておりますが、一生懸命、今、職員も地権者の方の御理解を得るよう頑張っております。先ほどもお答えしましたように、そこがきちんとすれば、企業庁のほうが一番スピード感を持ってやっていただけるんだということで、そういったお答えをしております。

さまざまな過程でも、いろいろ法手続の問題とかはあると思いますが、我々も議員がおっしゃるとおり、一日も早い、企業のニーズというのは本当に待たないでございまして、そういったことも踏まえながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） これ以上細かいことは言いませんけれども、少しでも早くお願いをさせていただきたいというのが私の考え方でありまして、よろしく願いをいたします。

以上で商工行政を終わりますけれども、次に防災行政について1問再質問をさせていただきます。

先ほど防災訓練のことにつきまして、いろいろと関係者が打ち合わせをして実施をしてきていると、そういったことでございますけれども、特に先ほど私は質問の中でも申し上げましたけれども、災害は忘れたころにやってくるではなくて、災害は必ずいつかやってくると、こういうことでございますので、ただ、その時期がいつになるかというのがわかれば、いろんな対応も簡単だと思いますけれども、きのうも地震がありましたけれども、そういった地震や何かがあれば、やはり皆さん方の意識もまた変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、最近ちょっとまた長野だとか、それからきのうの愛知県の地震だとか何かで地震が起きておりますけれども、そういったことを防災については今後十分皆さん方にPRをしていただいて、やっぱり自分の命は自分で守る。行政がやれるところというのは、地震が起きて、ある程度日にちがたってからでないと行政の役割はないわけですので、長野のときも非常にあの地域のところはきずなが強くて、どこでどなたが寝ているだとか、その辺のところまで地域の人たちは把握をしているというような、そんな話もありましたけれども、その辺のところを高浜でも大家族高浜を目指して総合計画が実施されているところでありますので、ぜひ、今後、防災の関係につきましては、自助、共助、この辺のところを特にしっかりPRをしていただいて、今後の防災行政に役立てていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうど。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、「多文化共生のまちづくり」推進について。一つ、医療費適正化事業について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1問目の「多文化共生のまちづくり」推進について質問をさせていただきます。

日本国内には、現在、旅行などの短期滞在者を除いて約200万人の外国人が暮らしております。経済のグローバル化や人口減少の進展の中、在住外国人が増加してきました。このような中、在住外国人が日本に定住する傾向が強まるとともに、その家族も増加し、日本で育つ子供たちも多くなりました。地域の国際化が進む中で、異なる言葉や文化を持つ外国人とどう向き合っていくか、さまざまな課題があります。既に多くの外国人が暮らしている自治体で「多文化共生のまちづくり」が推進をされ、2012年7月現在で、全国で559の地方自治体が指針や計画を策定して多文化共生の取り組みが進められております。

「外国人を日本社会の構成員として捉え、多様な国籍や民族などの背景を持つ人々が、それぞれの文化的アイデンティティを發揮できる豊かな社会を目指す」と国も多文化共生の推進に関する研究会を設置し、総合的な取り組みが推進されてきました。愛知県は、特にトヨタ自動車という大企業において多くの在日外国人を雇用しており、全国的にも外国人の割合が高く、県におきましても行動計画を策定し、多文化共生のまちづくりが積極的に推進をされております。

11月は、11月1日から11月30日までの1カ月間、あいち多文化共生月間でした。11月21日土曜日にはウィルあいちで「多文化共生フォーラムあいち2014」が開催され、第1部では「多文化共生による持続可能な地域づくり」、第2部ではパネルディスカッションによる「次世代へつながる多文化共生社会」とのテーマで、外国人県民の方々の増加や定住化が進む中、これまで以上に国籍や民族などの違いを超えて相互に理解を深め、日本人県民と外国人県民がともに地域づくりを推進していく必要があると、11月の1カ月間、普及啓発活動が集中的に行われました。

そこで、初めに本市にお住まいの外国人の人数を国籍別に教えてください。また、主にどのような企業で働いてみえるのか就労状況など。

また、公営住宅入居者数は増加傾向にあり、自治会の運営にも影響しているとのことですが、県営住宅の入居状況、その他、どのようなところに居住してみえるのか。外国人住民の現況についてお尋ねをいたします。

また、県の庁内における多文化共生まちづくり所管窓口は多文化共生推進室で、職員が配置され担当してみえます。本市におかれましては、どこが所管なのか窓口がはっきりしていません。窓口を明確にする必要があるのではないのでしょうか。また、本市での多文化共生まちづくりの取

り組み状況についてお尋ねをいたします。

次に、外国人を取り巻く課題としましては、まず言語の問題があります。日本語によるコミュニケーションが困難なことによるさまざまな問題が生じたり、文化や習慣の違いによる生活上の困難も大きいです。高浜市の行政の仕組みや地域にかかわる情報が不足しているために日本人と同等の立場で行政サービスが受けられにくい状況になったりと、外国人住民への情報伝達や情報の提供という支援は最も重要であると考えます。

高浜市の市政や行政、各種事業などの情報は、広報やホームページで情報提供しています。広報では、既にポルトガル語で翻訳されており、主な毎月の情報が提供できるように取り組まれています。

しかし、インターネットの時代になり、全国の自治体がホームページを立ち上げ、膨大な量の情報が提供できるようになりました。このような中、安城、刈谷、知立、碧南の近隣4市におかれましては、ホームページでの多言語情報提供が実施をされています。外国人の方も日本人と同等の立場でホームページの情報を得ることができます。本市におかれましてもホームページの多言語情報の提供を今後実施すべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、2問目の医療費適正化事業について質問させていただきます。

我が国は、現在、男女とも平均寿命で世界最高水準を達成するまでになりました。今後、これまでにどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えることとなります。

このような中、一人一人が心豊かに生き生きと過ごせるようにしていくためには、単に長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つか。すなわち、健康寿命の延伸と健康長寿社会の実現こそ、今を生きる私たちにとって最重要課題の一つと言えるのではないでしょうか。できるだけ健康な状態で過ごすことにより、結果的に医療費や介護費用の増加を少しでも減らすことができれば、国民負担の軽減につながるとともに社会保障の持続可能性も高まることとなります。

昨年、厚生労働省は2012年度に全国の医療機関に支払われた医療費が過去最高の38.4兆円になったと発表し、団塊の世代が75歳を迎える2025年度には約54兆円に達する見込みで、今後、医療水準を維持するとともに財政の改善が課題となっています。

このような中、国も国民の健康寿命が延伸する社会を目指すとして、2013年6月に日本再興戦略が閣議決定をされ、本腰を入れた取り組みが進められています。

平成24年9月議会においておきまして、レセプトの活用で医療費適正化に成功している広島県呉市の先進的な取り組みにつきまして、事例を挙げて質問をさせていただきました。高浜市での医療費適正化事業につきましては、5本の柱として5つの事業につきまして伺いましたが、その後2年が経過し、本年、国保財政が非常に厳しい状況になったということで国民健康保険税の税率が改定をされ、国保加入者の負担がふえたわけでございます。今後も医療費がふえ続きますと、

国保財政がますます厳しくなるだけでなく、国保加入者の負担も増大していくこととなります。

そこで、今後も必要な医療を確保し、人口構造の変化に対応できる持続可能なシステムをぜひ構築していただきたいと切に願うものでございます。本市におかれましては、幸い医師会の先生方の御理解もいただき、ジェネリック医薬品差額通知サービスも実施していただいております。さらに、今後はレセプト、健康情報データを最大限に活用した効果的な取り組みの推進が必要と考えます。

そこで、本日は、今回補正で上げられましたデータヘルス計画につきましてお尋ねをいたします。その目的や計画の中身につきまして、詳しく教えていただききたいと思っております。

次に、平成25年12月からジェネリック医薬品差額通知サービスが実施されました。今後はその効果につきまして期待するところがございますが、今後の課題も含め、その内容につきましてお尋ねをいたします。

また、レセプトの活用で医療費適正化に成功している広島県呉市では、治療費が高額になる糖尿病性腎症の重症化を予防する事業にも力を入れております。新規の人工透析者が減少し、重症化予防につながっているとのこと。糖尿病性腎症が重症化し、人工透析に移行すると、1人当たりの年平均医療費は約500万円と言われております。糖尿病の危険因子や腎機能障害が進行している人を早期に把握し、生活習慣病の危険因子の重複化や疾病の重症化を予防し、人工透析に移行しないようにする予防プログラムでございます。

年々糖尿病疾患、また人工透析に移行してしまう患者が増加傾向にある知立市が、本年度から国民健康保険糖尿病重症化予防事業を実施されました。糖尿病の重度の方を対象に、保健師や看護師による面談、電話指導を受けて、食事や運動面の改善をするプログラムです。本年度は6名の方がプログラムに参加されており、今のところリタイアされた方はいないとのことでした。6名全員が重症化の改善が見られ、人工透析に移行しなければ、御本人も人工透析のつらい日々を送ることなく、健やかな人生を送ることができ、大きな効果につながるのではと思います。視察に行かせていただき、岡崎市が先に実施していることを伺ってきました。

本市におかれましても、レセプトの活用でジェネリック医薬品の利用促進と、さらにこのような事業にも前向きに取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、小野田由紀子議員の1問目、「多文化共生のまちづくり」推進について、（1）本市の外国人住民の現況についてお答えいたします。

まず、国籍別の外国人の人数でございますが、平成26年11月1日現在で2,271人、市の人口に占める割合は4.9%となっております。

国籍別では、ブラジル国籍が1,263人、55.6%、フィリピン国籍が237人、10.4%、中華人民共

和国が236人、10.4%、韓国・朝鮮国籍が146人、6.4%で、これら上位5カ国で全体の82.8%、その他25の国と外国人同士の国際結婚などでいまだ国籍が決まっていない無国籍の子供さんなど389人、17.2%となっております。

次に、就労状況についてでございますが、平成24年9月に外国人登録法が廃止されて以来、職業の登録義務がなくなったことから、どの企業にお勤めかは把握しておりませんが、外国籍の方が転入の手続等を行う際、企業の方と御一緒されることが多いことから、製造業等へ就職された給与所得者が大半ではないかと考えております。

次に、公営住宅の外国籍の方の入居状況につきましては、国際結婚等により日本人と外国人が混在していることから、契約世帯で申し上げますと、市営住宅で139世帯のうち14世帯、10.1%、県営住宅817世帯のうち142世帯、17.4%、雇用促進住宅250世帯のうち95世帯、38%となっております。

次に、お住まいの町別で申し上げますと、外国籍の方2,271人のうち湯山町にお住まいの方が495人、21.8%、次いで八幡町が336人、14.8%、田戸町が276人、12.2%であり、上位3町内に約半数の方がお住まいになっている状況でございます。

続きまして、(2)「多文化共生のまちづくり」の取り組み状況と所管窓口についてお答えいたします。

本市の多文化共生に関する事業は、文化スポーツグループが所管しております。多文化共生施策の推進に当たりましては、課題が多岐にわたることから、文化スポーツグループが専門的に行うのではなく、生涯学習、教育、住宅、防災、社会保障など諸事業の中で推進しております。また、外国人が安心して医療機関を受診できるよう医療通訳者を派遣するあいち医療通訳システムの運用など、市レベルでは対応が困難な取り組みについては、愛知県や関係機関と連携して取り組みを進めております。

議員御指摘の多文化共生推進の所管を明確にする必要があるにつきましては、碧海5市では、刈谷市と安城市は市民協働課、碧南市は地域協働課、知立市は協働推進課が所管しており、愛知県内の市町を見ても多文化共生の名称がついているのは豊橋市だけであり、そのほとんどはまちづくりや生涯学習を担当する部局が所管しているのが現状でございます。本市といたしましても、これまでどおり文化スポーツグループが所管し、関係部署、機関と連携し、諸施策の中で推進してまいりたいと考えております。

次に、本市における多文化共生まちづくりの取り組み状況であります。まず、市内小・中学校の外国人児童・生徒の現状とその対応策についてお答えいたします。

平成25年度末の外国人児童・生徒の在籍状況でございますが、児童数は136名、生徒数は42名の合計178名でございます。その中で、個別に日本語指導を必要とする児童・生徒は109名在籍しておりました。

次に、外国籍児童・生徒数の推移であります。平成25年度末から本市への転入児童・生徒がふえる傾向にあり、11月1日現在、小学校で148名、中学校で48名在籍し、18名の増であります。また、日本語指導を必要とする児童・生徒は27名の増であります。

児童・生徒の出身母国は、在籍数の多いほうから、ブラジル、フィリピン、ペルー、インドネシア、中国、韓国、ボリビア、アルゼンチン、マレーシア、ベトナム、インド、パキスタンの12カ国となります。

言語・文化・習慣の異なる外国人児童・生徒が、日本の学校に就学希望があれば、原則年齢に応じて受け入れておりますが、言語・文化・習慣等で適応が難しいことも想定されます。そこで、外国籍児童・生徒がスムーズに日本の学校に適応しやすいように、教育委員会では主に次の4点の対応策を行っております。

1つ目は、外国人早期適応指導の実施でございます。翼小学校内に早期適応指導教室くすのき学級を開設し、日本の生活習慣や学校での学習・生活及び初期の日本語指導を行い、早期の適応を図るよう努めております。おおよそ3カ月をめどに日本語の基本や生活習慣等を学ばせてから学校へ通わせるようにして、本人の戸惑いを減少させるよう努めております。昨年度の在籍児童・生徒数は10名ですが、そのほかにも新就学予定の児童4名が1月から3月までプレスクールとして通い、小学校へのスムーズな就学につなげております。今年度は、これまでに延べ7名が通室しております。

2つ目は、外国籍の保護者、本人への通訳や連絡調整を行うために、外国人児童生徒通訳者を2名配置しております。通訳以外にも、各種たより、通知表等の文書の翻訳を行っております。また、児童・生徒への学習支援や悩みを抱える児童・生徒、保護者との面談等、多岐にわたり子供や保護者を支えております。県教育委員会に対しては、日本語指導を必要とする児童・生徒が多く在籍する学校への日本語指導適応教員の配置を要望し、現在市内には7名の加配教員が取り出し指導並びに入り込み指導を行っております。

3つ目は、アレルギーの有無や健康への対応でございます。在籍している児童・生徒の母国が多岐にわたっていることを受け、ポルトガル語のほかにタガログ語、英語での翻訳を用意し、アレルギーの有無や健康にかかわることについて保護者から正確な情報を提供していただき、事故につながらないように努めております。

4つ目は、進路説明会の実施であります。将来の進路選択に向け、外国籍の保護者を対象に、保護者の仕事が終わった後の時刻から進路説明会を実施し、日本の教育制度や進路指導の現状について毎年情報提供をすることで、中学校3年生になってから慌てないように、また子供たちの進路選択が広がるように支援しております。

そのほかにも、外国籍児童が多く在籍する学校で、朝の欠席連絡等、言葉がわからないことで保護者との行き違いを起こさないように、ポルトガル語で対応できる支援員を配置しております。

さらに、今年度はJICAの訪問を国際理解・多文化共生のよい機会と捉え、外国人訪問者の受け入れを積極的に取り組んだ学校もあります。

いずれにいたしましても、文化・習慣の違い、言葉の壁など、大きなハンデを背負っている外国籍の子供たちが少しでも日本の学校で速やかに適応できるように今後も努めてまいります。

次に、市民総合窓口センターでは、通訳業務として、市役所1階にポルトガル語の通訳を1名配置し、日本で生活するために必要な各種手続のサポートを実施しております。

通訳業務の年間相談件数は、平成23年度6,662件、平成24年度で7,502件、平成25年度7,475件となっております。

相談内容といたしましては、平成25年度実績で、住民票、所得・課税証明等の証明関係で年間2,381件、率として31.9%、市民税、国民健康保険税などの税関係が1,580件、率として21.1%、電話、その他窓口での相談が1,196件、率として16%となっております。なお、過去数年においても同様の傾向となっております。

サポートの方法といたしましては、通訳が各窓口に付き添い手続を行うこととしております。

また、市民総合窓口センターにおける外国籍の方のための情報提供としては、ブラジル国籍の方のため、転入・転出・婚姻・出産届に必要な書類の御案内、市営住宅入居に関する書類を用意するとともに、ごみの分別方法などを記した分別便利帳、可燃ごみなどを出せる日を記した高浜市リサイクルカレンダーなどは、英語とポルトガル語に翻訳したものを御用意しているのが現状でございます。

また、中央保育園では、独自に通訳を雇用し、毎日午前9時から午後5時まで、子供と大人それぞれにポルトガル語の対応をしております。

一方、いきいき広場では、平成21年度から通訳者を配置し、日本語の理解が不十分な外国の方からの相談に通訳対応するとともに、母子保健事業や各種福祉制度等に関する案内チラシの翻訳を行ってまいりました。通訳件数及び翻訳件数は年々増加し、平成25年度の実績では通訳の延べ件数が611件、翻訳件数が215件となっております。

また、平成22年度に開催したメイクボランティア養成講座に高浜市にお住まいのブラジルの方が参加されたことをきっかけに、多文化共生の取り組みがスタートいたしました。平成23年度のわくわくフェスティバルにおいて、この方を中心とするブラジルの方々に「ブラジルの友」というグループを立ち上げていただき、ブラジルの料理を提供していただくお店を出店していただくこととなりました。その後も本年度まで4年連続で出店していただいております。

平成25年8月には、ざっくばらんなカフェにおいて「地球の裏からコンニチハ！ー近くに住んでる、外国から来た人のこと知ってる？」を開催いたしました。ブラジルの友のメンバーの方々がプレゼンターとなり、ブラジルの文化や習慣についてお話しいただくとともに、参加された市民の方々との交流の機会を提供いたしました。また、本年8月には、ざっくばらんなカフェの取

り組みの中から新たな取り組みとして派生したゆるカフェZACにおいて、ブラジルの友のメンバーの方々が中心となって、ブラジルの誕生日会をイメージしたブラジルフェスタを開催していただきました。これらの取り組みにより、多くの市民の方々にブラジルの文化や習慣に触れていただくことができました。

スポーツでは、フットサルに日系ブラジル人が地域の大会にも参加し、交流を深めているとお聞きしております。

かわら美術館では、現在開催している特別展「土の物語ーヒメナ&スティーブナー」において、パフォーマンス・プレゼンテーションやワークショップを実施するなど、芸術作品を通して国籍や言語を超えた交流を行っております。

青少年健やか育成では、高浜市子ども会に外国人の子供が加入し、子ども会大会に参加して子供同士の交流を深めています。

このように、多文化共生に係る取り組みは、分野を超えて諸施策の中で行われております。

最後に、（３）高浜市ホームページの多言語情報提供についてお答えいたします。

外国人住民の方々に対して、行政が伝えたい情報、住民が知りたい情報を伝わる形で発信することは、多文化共生の観点からも重要であると考えております。

また、ホームページによる多言語情報の提供は、外国人の方々に対する災害時の情報提供や観光情報、生活情報などを提供する上でも有効な手段であると考えております。

愛知県内の各市町村の公式ホームページにおける多言語対応の状況を見ますと、愛知県内54市町村中43市町村、約8割の自治体が既に導入をしているという状況にあります。

ホームページにつきましては、即時性、更新性にすぐれ、時間などの制約が少なく、多くの情報を発信できるツールであり、本市といたしましても平成10年10月に公式ホームページを開設し、以来、より使いやすい、見やすいホームページとなるよう、平成15年度及び平成21年度にリニューアルを実施し、住民に対する情報発信を強化してまいりました。

本市の情報発信における多言語対応の取り組みにつきましては、これまでも広報たかはまでのポルトガル語翻訳ページ作成や、ごみ分別便利帳ポルトガル語版を作成・配布するなど、外国人住民の方々が日常生活を送る上で支障が生じないよう、必要な情報については多言語対応によって提供をしてきたところでございます。

公式ホームページにおける多言語対応につきましては、西三河広報研究会等の場で西三河各市町と情報交換する中で、これまでも随時検討をしてきたところでありますが、本市が現在利用しておりますホームページを構築するためのソフトでは多言語によるページを作成することができないこと、また現行のウェブ公開用サーバーでは多言語編集されたウェブページの表示や公開に対応していないなど、導入に向けてはホームページ作成用ソフトの更新やシステム改修などが必要であり、そのための費用も相当かかることなどの理由により、費用対効果といった観点から

導入は困難な状況であるとの判断をいたしておりました。

そこで、近隣各市のホームページの多言語対応の状況について改めて情報収集したところ、各市とも自動翻訳サービスの導入により多言語によるホームページの公開をしているという実態が把握でき、その導入コスト及びランニングコストを確認した結果、比較的安価で、かつウェブ公開用サーバーの改修を必要としない自動翻訳クラウドサービスが提供されてきており、ホームページにおける多言語対応サービスが導入しやすい状況にあることがわかってまいりました。

このような状況を踏まえ、御質問のホームページの多言語情報の提供につきましては、外国人住民の方々に情報を広く提供することの必要性に鑑み、近隣市の取り組みも参考にしながら、今後とも費用対効果を考慮しつつ引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、多文化共生のまちづくりににつきましては、国籍とか民族の違い、異なる人々が文化的な違いを認め合って対等な関係を築き合い、同じ地域社会の担い手として、ともに安心して生活できる豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会づくりを諸施策の中で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 次に、小野田由紀子議員の2問目、医療費適正化事業についてお答え申し上げます。

国民健康保険事業の運営に当たり、将来にわたって保険者である自治体共通の課題となっておりますのが医療費の増加でございます。本市におきましても、この医療費の増加に対処するため、平成25年3月、第2期高浜市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画を作成いたし、特定健康診査・特定保健指導により、主に生活習慣病の早期発見、早期予防に努めているところであり、本計画に基づき実施している特定健康診査につきましては、平成25年度の実績では対象者6,604人中2,866人が受診をされており、受診率は43.4%と県内の実績であります36.6%を上回っておることをまず申し上げて、（1）「データヘルス計画」についてからお答えさせていただきます。

厚生労働省においては、日本再興戦略を受け、さらなる医療費の抑制を進めるため、全ての健康保険組合に対し、加入者のレセプトや特定健康診査のデータ分析に基づく健康保持増進のための事業計画であるデータヘルス計画を平成26年度中に策定し、27年度からの実施を求めているところでございます。

このデータヘルス計画は、市や国民健康保険連合会が保有する電子化されたレセプトや健診データに基づき、医療データと健診データの突き合わせを行うことにより、加入者全体の疾病の傾向や個々の加入者の健康状態に対する状況を把握いたすことで、疾病の発症や重篤な状態にならないよう具体的な個別指導等を実施するための計画で、まず3カ年の中長期的な医療費適正化及び効果的な健康保持に向けた計画を策定、実施し、3年後には、その成果を評価、検証した上で、

続く5カ年にわたるデータヘルス計画の見直し策定による対策の継続実施を行うものでございます。

本市においても、データヘルス計画の策定は国保加入者の健康保持並びに医療費の抑制に効果的な事業であるとの認識から、現在、研究・検討に取り組んでいるところでありますので、現時点ではまだ詳しく申し上げることはできませんが、計画の方向性としては、成人病を発症する可能性の高い40歳以上の国保加入者の方を対象とし、既にデータ化された本市の特定健康診査データや国保中央会が開発して稼働している国保データベース（KDB）システムの活用により抽出ができるようになりましたレセプトデータから、治療や生活改善対応が必要な方をピックアップした上で、このデータを活用した保健師による個別指導または集団指導の実施や健康活動の奨励、既にある健康活動の継続支援などを実施することで、必要な人に必要な健康づくり、疾病予防、重症化対策等を行うことを目的にしたものとなります。

先ほど小野田議員から御紹介のありました知立市の糖尿病重症化予防事業なども参考にさせていただきたいとは存じますが、何より高浜市の加入者にとって、どのような疾病に対し、どのような事業を実施することで、より高い成果を上げるかを主眼に置き、高浜市のデータヘルス計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、（2）ジェネリック医薬品使用促進通知の進捗状況についてお答えをいたします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進につきましては、平成25年4月、厚生労働省より、ジェネリック医薬品の数量のシェアを平成30年3月までに60%にするという目標が掲げられ、行政、医療関係者、医薬品業界及び国全体で取り組む指針が示されたところであり、本市におきましても、医療費適正化推進事業の有効な取り組みの一つとして、ジェネリック医薬品希望シールの配布など、その普及啓発に努めてまいりました。

特に、ジェネリック医薬品の利用の促進には、ジェネリック医薬品の差額通知を導入することは効果的であるということから、愛知県国保連合会が開発をされると言われていたシステムを活用することを検討してまいりましたところ、平成25年10月に愛知県後期高齢者医療広域連合におきましてもジェネリック医薬品利用差額通知を実施することが決まったことを機に愛知県国保連合会開発のシステムが利用可能となり、あわせて高浜市医師会、歯科医師会、薬剤師会の御理解と御協力も得られたことから、平成25年12月よりジェネリック医薬品利用差額通知書の発送を実施いたしました。

御質問の本市のジェネリック医薬品利用差額通知書の内容でございますが、まずジェネリック医薬品の差額通知対象につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合会の条件と同様に設定したもので、対象者は、生活習慣病疾病等、長期にわたって処方が見込まれ、ジェネリック医薬品に変更した場合に効果の見込まれる薬剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症在、消化性潰瘍用剤、糖尿病剤、これらを対象医薬品とし、投薬期間は4日以上、設定金額は差額が1薬剤当たり

300円以上といたしております。

通知の内容といたしましては、5月と10月の調剤を要件とし、7月と12月の年2回、先発医薬品名と先発医薬品に対する自己負担相当額、軽減効果額、これらを薬剤ごとに明記したものとなっております。

実績といたしては、平成25年10月分調剤分からのスタートということもあり、昨年度は12月通知の1回で55人の方に、今年度は7月に52人の方に通知を行い、12月に2回目の通知を計画しております。昨年度は、お一人の方がジェネリック医薬品に切りかえをしていただくことができました。

次に、今後の課題という御質問でございますが、ジェネリック医薬品差額通知につきましては、差額通知を送付したからといって、すぐに成果があらわれるものではないということから、被保険者の方々にジェネリック医薬品利用のメリットを理解していただくことが何より重要であり、今後も国保税額通知時などのタイミングとあわせてPRするなど、さまざまな機会や場所でのジェネリック医薬品の普及啓発活動を継続して実施していくとともに、医師会等の皆様に対しましても利用促進の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本市では、医療費の適正化推進に向けて、現時点で可能な限り、さまざまな事業を展開して努めております。医療費の適正化に努めることにより、国保財政の健全運営を図ることは、保険者に課せられた責務でございますことから、今後とも費用対効果が見込まれる実施可能な事業につきましては、積極的に検討し、将来的な医療費の抑制に努めてまいりますことを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

初めに、多文化共生のまちづくりの推進についてですけれども、本市にお住まいの外国人につきましては、やっぱりブラジル国籍の方が最も多いということで、1,263人、55.6%ですけれども、本当に近年、先ほど御答弁の中でも12カ国ということで、いろんな国の方々が高浜のまちで暮らすようになりましたけれども、随分国際的になったなという感じがします。こういう傾向性は他市でもあるのかどうなのか、初めにお尋ねいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 外国人の方の状況でございますが、県内の外国人の人口は年々緩やかな増加傾向にございまして、平成25年度末現在の外国人の人数は19万7,808人、前年の同時期と比較いたしまして1,838人の増加となっております。

近隣市につきましては、碧南、刈谷、安城市が増加傾向にあり、知立市がほぼ横ばいという状況でございます。また、各市とも国籍は多国籍にわたり、中でもインドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマーが増加傾向にあると伺っております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それから、公営住宅の入居状況ですけれども、市営が10.1%、県営が17.4%、雇用促進が38%で、合計しますと65.5%の方が高浜市の公営住宅に入居しておみえになるということですが、自治会の運営等大変な面もあるかと思えますけれども、一昔前といいますか、以前は、ごみの問題ですとか、それから騒音ですとか、住宅内でのトラブルがあったわけですが、最近は何かトラブルはありますでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 公営住宅におけるトラブルの件でございますが、市営住宅の状況で申し上げますと、外国人の方が原因のトラブルというものは現時点ではございません。むしろ、外国人の方が自治会の役員になられ、自治会内の問題に取り組まれておる状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） お互いの理解が深まったのかなと。また、外国人の方も日本の習慣にしっかりとなじんでみえたのかなということで、住宅の中で穏やかに暮らしていらっしゃるということだと思います。喜ばしいことかなと思います。

先日、愛知県の県営住宅連絡協議会の川部会長より、外国人の方がふえ、そして母子家庭の方、高齢者の方がふえてきて、自治会の運営が大変厳しくなったというふうにお伺いしましたけれども、このことにつきましてはどのように考えてみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 県営住宅等の自治会運営についてでございますが、これは原則それぞれの管理者が取り組まれていることでございますので、詳細は把握してございませんが、市営住宅の場合では、外国人や高齢者などが増加傾向にあるからこそ自治会の存在が重要になるといえ、各自治会がみずからの問題として取り組まれている状況でございます。

したがって、市といたしましては、自治会の自主性を尊重しながら、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

先ほど御答弁で、外国人の方が自治会の役員になったりということですが、これからは、いざというときには外国人の方にも助ける側になっていただいたり、顔の見える関係づくりが大変重要なことというふうに感じました。よろしく願いいたします。

それから、2つ目の多文化共生まちづくりの取り組み状況につきましては、まず所管窓口ですが、文化スポーツグループということで、名称につきましては、多文化共生という名称が

ついていけば、よりわかりやすくていいんですけれども、名称云々というより、担当職員が多文化共生のまちづくりという事業の所管窓口を担当しているんだという意識を持って日々の業務に当たっているのかどうか、電話等問い合わせにきちんと対応できないようなレベルではいけないと思います。自覚をしっかり持っていただきまして、担当職員のレベルアップを図り、せめて本市におけるこういった多文化共生のまちづくり事業の内容につきまして知っておくべきではないでしょうか。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） ただいま御指摘いただきました電話等の問い合わせ対応ということにつきましては、先ほど名前の挙がりました会長さんからの電話に対する対応の御指摘であろうかと思えます。

この電話の中では、担当者が長時間お話しする中で、教育、住宅、防災、社会保障など、各分野諸施策の中で進めている多文化共生の多岐にわたる具体的な内容につきまして、十分にはお答えができなかったということによるものでございます。

今後につきましては、所管グループとして、できる限り各分野の情報の把握に努めるとともに、質問の内容に応じまして、しっかり担当グループにつなげる体制を整えてまいりたいと。このように考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ありがとうございます。今後しっかり対応していただきたいと思えます。安心いたしました。

それから、取り組み状況ですけれども、特に小・中学校におきましては、先ほど御答弁がありましたけれども、外国人早期適応指導教室ですとか、通訳、翻訳、また支援員の配置など、しっかりと取り組んでくださっておりますので、大変心強く思っております。

そんな中で、1点だけお尋ねしたいと思えます。

外国人の不登校生徒はどのくらいいますでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 外国籍の不登校児童・生徒であります。小学生はおりません。中学生で、平成25年末では各学年1名ずつの3名であります。10月末現在では、小学生はやはりおりません。中学生の4名であります。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） こういったことをお伺いしたのは、他市のことですけれども、不登校から、全く学校に行かなくなってしまって犯罪に走ってしまう、警察の方を何回も呼んだりということで、地域の方を困らせているというようなお話を伺いましたので、高浜市におきましては、しっかりと取り組んでくださっておりますので、そういったことはないかと思えますけれども、今

後どもどうぞよろしく願いいたします。やはり教育が一番大事だなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、御答弁の中で、いきいき広場では平成21年度から通訳者を配置されておるということで、年々通訳の件数が増加しているという御答弁でしたけれども、一体どのような相談が多いのか具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） いきいき広場における相談で通訳を必要とするケースといたしましては、母子保健相談、生活困窮相談、児童相談、母子家庭相談、障がい者相談、子供発達相談など、多岐にわたっておりますが、その中でも母子保健相談が最も多く、母子手帳交付時ですとか赤ちゃん訪問時、または母子健診時など、出産から子育てにおける子供さんとその母親に関する相談への通訳業務が主なものでございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。母子保健相談が一番多いということですが、通訳者の方もいらっしゃいますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

それから、今後は外国人に焦点を当てました防災対策にも前向きに取り組んでいただきたいと思います。2011年3月に発生しました東日本大震災におきまして、災害時における外国人への情報の提供、そして支援活動など、さらなる充実が必要であるということが浮き彫りになったわけでございます。いつ起きてもおかしくないと言われております大災害に備えまして、市民である外国人の命を守る支援につきまして、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思いますが、このことにつきましてもの考えをお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の外国人に焦点を当てた防災対策に対する考え方でございますが、議員の申されますとおり、外国人の方を対象といたしました防災対策の推進は重要な課題であると認識をいたしております。

過日、小野田議員より御案内をいただき、私も見学に行かせていただきました西尾市の県営緑町住宅での防災訓練には、大変多くの外国人の方が防災訓練に参加されておられました。また、先ほどお名前が出ましたが、愛知県県営住宅自治会連合協議会の川部会長さんからも、直接日本人だけでなく外国人への防災教育が非常に重要であることのお話をお伺いするとともに、日本人との休日の過ごし方の違いや性格の違いなどから、外国人特有の事情により外国人の参加する防災訓練を実施する際の苦労話もあわせてお伺いしております。

いずれにいたしましても、外国人を対象としました防災対策の推進は重要な課題であると認識をいたしておりますので、実施方法、通訳の確保など、今後、防災関係で御協力をいただいておりますレスキューストックヤードと意見交換等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 大変心強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

また、11月に川部会長から案内をいただきました折には、わざわざ西尾市の県営緑町住宅内で行われた防災訓練でしたけれども、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

この緑町住宅で防災訓練が行われましたときに、桜町の町内会の自治防災会、それから赤十字奉仕団、こういった方々の御協力で、あそこは50%以上の外国人の方々がいらっしゃるんですけども、ほぼ全員の日本人を含めた外国人も参加されて防災訓練が実施をされておりました。

今後、本市におかれましても防災訓練に、これは本当になかなかすっとはいかないかもしれませんが、外国人も地域の住民だという意識を高めていただきまして、そういった訓練に参加していただけるような、こういった取り組みもまた今後お願いしたいと思います。

それと、11月に岡崎へ視察に行きましたけれども、外国人の情報提供ということで、防災マップの外国人バージョンを作成しておりました。ポルトガル語と英語版のマップです。本市におかれましては、今まさに最新版のハザードマップ作成に向けて取り組んでいるところでございますけれども、ごみのカレンダーもポルトガル語、英語版のように外国人バージョンのマップにつきましても取り組む必要があると考えております。

それから、災害情報提供としまして、午前中にもありましたけれども、いつでもどこでも迅速に防災情報を受け取れる防災メールですけれども、携帯電話等メールアドレスを登録した方々に気象情報、地震、それから火災情報などを配信するものですが、岡崎市ではポルトガル語版や英語版も導入しておりました。災害情報につきましては、特に命にかかわることですので、外国人にも今後しっかりと配信をしていただきたいと思っております。

以上、2点のことにつきまして要望とさせていただきます。

それから、3つ目のホームページの多言語情報提供につきましては、近隣市の情報をいただいた中で、安くできるということがわかったということでございます。また、県内の8割の自治体が導入をしている状況ですので、なるべく早く実施していただきますようお願いいたします。要望とさせていただきます。

次に、医療費適正化事業についてですけれども、データヘルス計画につきましては、国の指針に沿って策定するというので、短期間に計画書を策定するというわけですが、その中身が効果につながるような内容になりますよう期待をさせていただきます。

3年計画ということですが、知立のような方式を考えているのかどうなのか、中身につきまして、もう少し教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 今回、本市が行おうとしておりますデータヘルス計画につしまし

では、国保連合会が保有しておりますデータベース、KDBシステム及びアイキューブを活用してデータの分析をすることにより、本市の医療費や疾病の状況が他市と比較してどのような状況であるかを把握、整理してまいりたいと考えております。

また、対象とする疾病につきましても、知立市の糖尿病重症化予防事業のように、既に治療を開始している方が重篤化とならないように指導を行う方法もございますが、いわゆる3大成人病の未病者の方、また発病されていたとしてもまだ軽度の方々など、長期療養に移行するリスクの高い被保険者に対し、市の保健師による集団または個別指導から被保険者の健康状態や医療機関の受診状況などを把握し、広く対応する方法も効果的ではないかとも考えております。

いずれにいたしましても、現時点では、さまざまな視点から将来にわたって被保険者の健康を守ることができる方法を検討した上で、高浜市のデータヘルス計画を策定してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。医療費の適正化に向けて、いよいよ本格的な取り組みがスタートするのかなということで、評価をさせていただきたいと思います。

それから、このデータヘルス計画の策定につきましては、県内の状況はどうなんでしょうか、お伺いたします。

それから、2年前の御答弁の中で、1人当たりの医療費が平成22年度で23万9,000円と伺いましたけれども、その後の医療費についても教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 愛知県内において、平成26年度中にデータヘルス計画を策定するとして愛知県のヒアリングを受けておりますのは、小牧市、日進市、西尾市と本市高浜市の4市というふうに聞き及んでおります。

次に、平成22年度以降の1人当たりの医療費につきましては、平成23年度が26万9,772円、平成24年度が27万6,837円、平成25年度が27万4,273円と推移いたしております。お願いたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） やはり医療費につきましては年々増加しておるなということです。

それから、県内でも本当に4市ですか、先進的に取り組んでいくわけですので、期待をさせていただきますので、しっかりと効果につながりますようよろしくお願いたします。

それから、ジェネリック医薬品ですけれども、御答弁で、差額通知につきましては本市の場合が50名から55名と人数が少ないんですけれども、やはり効果につなげていくためにはもっと多くの方に通知していただきたいと思いますが、今後、人数をふやしていくような考えがありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 現在の対象者の抽出に当たりましては、まず愛知県国保連合会のシステムが、調剤薬局のレセプトが対象となっております。基本的に愛知県後期高齢者医療広域連合と歩調を合わせることで、後期高齢者医療の加入者の方と国民健康保険加入者の方が同一世帯の場合、同じ内容の差額通知をお届けすることにより、ジェネリック医薬品に対する疑義が生じないようにさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、継続して医薬品を服用する機会が多い生活習慣病などにつきましては、ジェネリック医薬品に変更する効果は大きいものと考えておりますので、今後も医師会等に対しまして御協力を求めてまいりたいと考えております。お願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それから、糖尿病の方につきまして、知立市が早速先進的な取り組みを始めましたので、視察にも行かせていただきまして、質問させていただきましたが、知立市もやはり国保連合会のデータを使ってやってみえますけれども、糖尿病も軽度・中度・重度の方がおみえになります。そんな中、年々増加しておりまして、特に重度の方が、人工透析だとか、それから失明したり、また半身麻痺など、現在の生活が維持できなくなる危険性が高くなりまして、深刻な状態を招いてしまうということでございます。こういったケースが知立市でも増加しているということで、糖尿病重症化予防を実施されたということを知りました。

人工透析になりますと、皆さん御存じのように、例えば1日置きに1回4時間ベッドにくくりつけられまして、お迎えが来るまでずっと続けなければならないという大変な苦痛でもあるわけです。何よりも糖尿病にならないように、日ごろから生活習慣病に気をつけることが大切ですが、そこで本市の糖尿病の方の人数と、それから透析をやっている方の人数を教えてください。この方たちに対しては今回のデータヘルス計画の対象者とする考えがあるのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 本市の糖尿病の方の人数につきましては、5月末現在で472人、うち透析を行っている方は9人ございます。

また、知立市のように重篤化にならないための対応につきましては、3年計画による本市のデータヘルスでの成果や他市での取り組みの成果を検証した上で、最も効果的であったものを反映して、御指摘の特定疾病や特に病状が進んだ方をピックアップした展開などを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

今回、データヘルス計画を高浜市も策定して、いよいよ具体的な取り組みがスタートするわけ

で、期待をさせていただいております。高浜市にお住まいの皆様が何より健康で長生きをしていただけるように、健康長寿高浜市の実現につながるよう、しっかり取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時 9 分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、内藤皓嗣議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。以上、1問についての質問を許します。

14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、平成27年度予算編成についてと私どもが提出させていただきました提言書について質問をさせていただきます。

なお、私を初めとして、各分野別に分け、6名のクラブ議員で随時質問させていただきますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

我が国の経済情勢は、内閣府の11月発表の月例経済報告によりますと、「景気は、個人消費など弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている。消費者物価は、このところ横ばいとなっている。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの低さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに注意する必要がある。」としております。

このような中で、私ども市政クラブが予算編成に向けて提言書をお渡ししたときは政局は一変いたしました、安倍総理は7月から9月期の実質GDP成長率の速報値が2四半期マイナス成長となる前期比年率マイナス1.6%となったことを見て、平成27年10月からの消費税10%を先送り、平成29年4月より実施することを決定し、衆議院の解散を宣言して、アベノミクスの是非を問う選挙として、ただいま衆議院選挙が行われているところであります。

このような状況ではありますが、高浜市に目を向けますと、引き続き厳しい財政状況が想定されております。平成23年より取り組みをしてきた高浜市公共施設あり方計画（案）が本年6月に発表され、その後40年間の長期財政シミュレーションも示されました。この中で、厳しい現状と12年後には財政調整基金及び公共施設等整備基金が枯渇すると想定されることが示されております。これも市民に向けての説明会が開かれたところでございます。

このことから言えることは、当市においては、企業誘致、企業支援等を通し、財源確保に努め、事務事業の見直しや市民との協働による行政サービスの効率化を図り、財政の安定化を進めるこ

とは喫緊の最重要課題であります。また、年々増加する福祉事業予算、やがて来る南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策、子育て・子育て支援、医療等々、課題が山積みにする中であります。

現在進められております市庁舎整備事業や高浜小学校の建てかえ事業については、市内外から注目される事業でもあり、公共施設あり方計画（案）の着実な進歩のために、市民への情報の開示とともに理解を求め、協働の精神で進め、成功させなければならないと考えます。

吉岡市政も2期目となり、そして第6次高浜市総合計画の中期計画もスタートし、約1年が経過しようとするところでございます。そこで、いよいよ吉岡市長のリーダーシップをより一層発揮していただき、職員力を結集し、市民等への情報発信をさらに進め、そして理解を得ながら、ともに将来都市像である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を目指し邁進されること邁進されることを期待するものであります。

初めに触れさせていただきましたが、私、市政クラブは、11月12日に吉岡市長に、平成27年度予算編成に当たりまして、「今をアシタにつなぐ」ための政策提言をさせていただきました。

そこで、初めに平成27年度予算編成につきまして、その編成方針をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、平成27年度の予算編成方針についてお答えをさせていただきます。

去る11月12日、市政クラブの皆様方から、平成27年度予算編成に向けての政策提言書をいただきました。御提言の中では、国の経済情勢を初め、市が直面する行政課題について、高い識見に基づいた御提言をいただきますとともに、私を初め職員に対して期待と激励をいただきましたことに対しまして、その重みを感じているところであります。今後は、御提言の趣旨を踏まえて27年度予算編成に当たってまいりますとともに、頂戴いたしました期待に沿えるよう行財政運営に当たらせていただく所存でございます。

さて、本市の財政を取り巻く環境は、公共施設（建物、インフラ）などの老朽化の問題、社会保障関係経費の著しい伸びへの対応など、一層厳しい状況が見込まれます。ここ数年来の状況と同様に歳出削減に努めましても、財源不足が生じることは避けられず、平成27年度の予算編成におきましても、多額の基金の取り崩しをせざるを得ない状況となる見込みであります。

また、中長期的な観点からは、本年6月にお示しをいたしました長期財政シミュレーションにおきましても、平成38年度には市の基金残高は財政調整基金、公共施設等整備基金ともに枯渇するという試算をいたしました。平成27年度の予算編成に当たっては、こうした厳しい将来が待っているという状況を見据えまして、厳しい将来に向かうスタート予算と位置づけ、堅実な財政運営を目指していくべきと方針を示させていただきました。

現在、予算査定、予算編成会議での協議、議論の最中でございますが、厳しい将来に立ち向かっていくためには、職員一人一人がそれぞれの立場で最大限の知恵と工夫をもって今できることを真摯に考えていく姿勢を大切に、予算編成に取り組んでいるところであります。

そこで、平成27年度は、基本的には第6次高浜市総合計画中期基本計画の2年目を迎えることから、積極的に自主財源の確保に努め、中期基本計画に基づくアクションプランを着実に進めてまいります。

具体的な主な取り組みといたしましては、基本計画の基本目標のⅠ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、まちづくりを重点に、庁舎の整備や高浜小学校の整備を初めとする公共施設あり方計画推進プランに沿って事業を推進してまいります。

基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、こども・教育を重点に、待機児童の解消や子供の居場所の充実、子育ての悩みの解消を初めとする保育サービス、子育て・子育て支援の充実につながる事業「タカハマ物語2 一心のツバサ」を初め、子供や若者の成長応援をする事業や未来に羽ばたく人材育成につながる事業を推進してまいります。

基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、産業・防災を重点に、地域経済の活性化や中小事業者の経営基盤の安定化、地場産業である瓦の販売促進に資するための企業誘致、企業支援につながる事業、防災リーダーの養成や地域防災ネットワークの構築など、防災・減災につながる事業を推進してまいります。

基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、福祉・健康を重点に、高齢者になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築を初めとする地域のつながり・支え合いにつながる事業、高齢者の生きがいや活躍の場を創出し、日々の生活に張り合いを持って暮らしていただくための生涯現役のまちづくりにつながる事業を推進してまいります。

加えて、行政の仕事は、市民生活全般にわたるものでございますので、御提言をいただきました地域からの要望事項など、行政サービスのバランスにも配慮した予算編成を行ってまいり所存でございます。

最後に、施政方針でも述べさせていただきましたが、先例のない時代に向かおうとしている今、柔軟な発想で、今よりあしたを必ずよくするという意思、そしてやり抜くという気概、こうした姿勢を市政運営全般に貫いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。

長期財政シミュレーションにおいて示された厳しい現況下にあることを改めて認識させていただきました。

予算編成の指針として、厳しい将来に向かうスタート予算と位置づけられたことは、かつてない表現のように思われます。厳しい将来に立ち向かうスタート予算という積極果敢な意味が込められていることに関して、そういった姿勢に敬意と期待をするものでございます。市長を初め幹部職員の行政経営にかかわる方々は、財政経営と行政サービスや防災・減災対策等、はざまの中で大変かと思いますが、持続可能な基礎自治体を目指し、しっかりとした姿勢で予算編成に当たっていただきますようお願い申し上げます。

それでは、私どもの提言1番目の高浜市第6次総合計画でいいますところの基本目標Ⅰの「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」より、提言書の1番目の「市政運営やまちづくりに対する関心を高め、まちに愛着や誇りを持ち、みんなで力を合わせてまちづくりに取り組めるように、タイムリーな情報を発信せよ。職員力については、職員が公務員として誇りと自覚をさらに高めるとともに、市民との協働のさらなる向上を図り、行政サービスの将来像を模索しつつ、効率的かつ効果的な職員配置等を進めよ。」について、まず前段の市政運営やまちづくりに対する情報発信についてお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 情報発信に対するこの1年間の取り組みということの御質問でございますけれども、新規の取り組みといたしましては、広報たかはまだけでは紹介し切れない情報をリアルタイムで発信することができる高浜市公式フェイスブック、これを9月から開設し、まちづくりに対する情報、話題、そういったものをタイムリーに情報発信してまいりました。

また、各部局ごとの重点事業や推進の決意などを部長の実行宣言という形でパンフレットに取りまとめ、公共施設への設置あるいは公式ホームページによる公表、まちづくり協議会の会合などにおいて御紹介するなど、市政運営に対する関心を高めるよう努めてまいりました。

このほか、広報たかはまにおける取り組みといたしましては、市政運営やまちづくりに関し、ともに考える工夫として、本年1月1日号より毎月1日号において巻頭特集ページを設け、子育て、健康、食育、おまつり、環境美化など、毎月の旬なテーマを掘り下げた記事を関係市民などへの取材も交えながら編集、発信してまいりました。さらに、毎号裏表紙では「撮っておきのたかはま」ということで、高浜市の自慢や魅力に加え、それらに携わってみえる市民の方にスポットを当てまして情報を発信してまいりました。

こうした情報発信の取り組みによりまして、まちに対する愛着や誇りを持ち、みんなでまちづくりに取り組めるような意識の醸成が図られたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。

より親しみがある、また幅の広い情報提供になっているように感じております。また、新しく

居住されて市民になられた方に対しても、いい情報発信になっているのかなというふうにも思っておりますので、さらなる御努力を願いたいと思います。

次に、1段目の後段の「職員力については、職員が公務員としての誇りと自覚をさらに高めるとともに、市民との協働のさらなる向上を図り、行政サービスの将来像を模索しつつ、効率的かつ効果的な職員配置等を進めよ。」について、1年間の取り組み状況をお伺いします。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 職員力の向上に対する1年間の取り組みということでございますが、平成25年度から、首都大学東京大学院教授の大杉 覚先生をお招きしまして、既存の枠にとらわれず、みずから考え、主体的に行動していける人材を育成するために、若手・中堅職員を対象に「たかはま地域経営実践塾」を実施いたしており、平成26年度では、テーマとして「職員の地域への関わり方」を掲げまして、職員が地域にかかわる意義を確認しながら、職員として、職場として、市民との協働はどうあるべきか、それを議論し、実践につなげてまいりたいと考えております。

また、昨年提言のございました組織再編につきましては、これまでも市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することができるよう、市民の皆さんの視点に立った組織の見直しを随時実施、検証してまいりました。御承知のとおり、本年4月からは、福祉まると相談グループや企業支援グループを設置するなど、必要に応じて組織改編等の見直しを行ってまいりました。

加えて、効率的かつ効果的な職員配置につきましても、業務の質と量を見きわめ、市民団体や民間企業等への委託を行うことで市民サービスの向上が図られるものにつきましては、積極的にアウトソーシングすることで行政のスリム化を図り、常に効率的で効果的な職員配置を念頭に置いて決定してきたというところでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） それでは、前段の情報発信について再度お伺いします。

初めに、これまでの情報発信の取り組みを通して、情報発信の重要であると思われるところ、感じたところをお願いします。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） これまでの取り組みを通して見えてまいりました情報発信に関する課題といたしましては、まず市政運営、まちづくりに対する関心や納得感を高めるためには、市民の皆さんが自分たちのまちのことを自分ごととして考えることができるような発信の工夫が必要であること、また、情報の受け手である市民を意識し、わかりやすい内容を発信していくことが重要であるということを考えております。

加えまして、まちに対する愛着、誇りを高めていくには、よりまちの魅力を積極的に発信することが重要であり、市民の皆さんとともに情報を掘り起こして協働で編集するなど、市民と行政

が相互に情報を活発に交換し合うキャッチボール型の情報発信を強化する必要があるというふう
に考えております。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 情報発信に関する今後の課題については、ただいま答弁で理解できました。

自分ごととして考える、あるいは捉えるということは、他人事ではないわけですので、その捉
え方でその後の行動が全く変わってくると思いますので、これには非常に期待が持てる大きなま
ちづくりの進展になるかと思えます。

それでは、これらの課題を踏まえ、市政クラブからの提言に対して、今後どう取り組んでいく
のか、また、どのように反映されていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 今回御提言をいただきました情報発信の強化に対する取り組みといた
しましては、第6次高浜市総合計画の中期基本計画のアクションプランの一つとして掲げており
ます情報発信パワーアップ事業をさらにパワーアップしてまいりたい、そして積極的に取り組ん
でまいりたいというふうを考えております。

具体的には、市民の皆さん一人一人に、先ほども申し上げましたまちづくりを自分ごととして
考え実践につなげていただけるよう、高浜市で暮らす日常の心地よさを切り口とした広報たかは
ま特別号の編集を現在進めております。来年の新年号と同時発行を予定いたしておるところでご
ざいます。また、市民の皆さんが編集に参加できるページを設けるなど、協働でまちの情報を掘
り起こし、情報発信をしてまいりたいと考えております。

このほかにも、公式フェイスブックや公式ホームページといった媒体、これらの媒体はタイム
リーな情報発信、またキャッチボール型の情報発信に有効であるということから、特に若い世代
に対するアプローチとしてフェイスブックは効果的であり、「いいね」のコメント状況からも、
まちづくりに対する関心が高まっているものというふう捉えております。多くの職員がフェイ
スブックを積極的に活用できるよう、その利用拡大に努めてまいりたいというふうにも考えてお
ります。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ホームページを利用したものとか、あるいはフェイスブックとかいうこと
は、これから数年か10年ぐらい先には大きく情報発信の仕方が変わってくると思います。そうい
う世代が来ているように私も思います。ひょっとしたらペーパーレスの、今の広報紙がなくなっ
て、全てインターネットあるいはモバイルによる発信になっていくのかもしれない。そういう
市民のニーズあるいは必要性に応じてタイムリーに、そして柔軟に情報発信の仕方を市民ベース
で考えていただき、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に後段の職員力について再質問させていただきます。

先ほど答弁がありました「たかはま地域経営実践塾」の今後の取り組みと内容についてお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） たかはま地域経営実践塾の今年度の取り組み内容でございますが、今年度は活動テーマを「職員の地域への関わり方」として議論を深めてまいりました。そこで、職員の地域のかかわり方に関する職員アンケートを実施するとともに、テーマに沿って実践塾の塾生が企画・実践したのが、さきの11月28日及び29日に開催いたしました「たかはま大家族フォーラム」でございます。28日には、「みんなで地域に飛び出そう」と題して職員研修を開催し、翌29日には、「ひと・まち・つながる・かがやく」と題して、職員と地域のかかわり方について職員と市民がともに考える機会を設けました。両日とも多くの職員や市民の皆さんに御参加いただき、大変有意義なフォーラムであったと感じております。

今後は、職員アンケート及び今回のフォーラムで議論した内容を整理し、職員は、職場は、そして市民は、それぞれ何をなすべきか。また、市民と職員はどうしたらこれまで以上に連携できるかを模索する中で、職員力、職場力、住民力のパワーアップを目指してまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） たかはま地域経営実践塾の取り組み状況については、よくわかりました。

それでは、今後、限られた財源や人員の中で、行政サービスの将来像を模索しつつ、効率的・効果的な職員配置も含め職員全体の職員力向上を図っていかなければならないと考えますが、何か取り組みの方向性について持ち合わせていれば、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 行政サービスの将来像につきましては、高浜市の将来に向け、潜在する課題を明らかにし、課題解決に向けて調査研究を行う政策に特化した組織といたしまして、今年度、アシタのたかはま研究所を立ち上げ、行政サービス基礎調査を実施するなど、現在、データ収集を行っているところでございます。

また、職員力の向上の関係では、しあわせづくり計画の策定に向けまして、平成27年度に実施をいたしますヒアリング調査や市民ワークショップに備えまして、計画策定を進める上で必要となります計画策定能力、ファシリテーション能力の向上、説明能力の養成など、職員のスキルアップを念頭に置いた職員ワークショップを今年度実施いたしておるところでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） それでは、角度を変えまして、今年度、株式会社豊田自動織機へ職員派遣していると思いますけれども、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 本年4月から、民間の業務改善手法を学ぶため、株式会社豊田自動織機へ職員2名を派遣し、9月からは本庁舎1階の市民総合窓口センターをモデル職場として改善活動を行っております。このモデル職場での取り組みを参考に、来年度からは業務改善活動を全庁展開してまいりたいと考えております。

国や県からの権限移譲などにより、基礎自治体の業務量がますます増加していく中で、限られたマンパワーを効率的かつ効果的に活用していくためには、この業務改善活動を全庁的に展開することで業務の、無駄を少しでも排除し、効率化を図ることが重要であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。

業務改善活動という答弁がございましたけれども、全庁的かつ継続的に取り組んでいくということは相当大変なことのようには思います。私が2年前に議選監査を務めたときに、地方自治体と内部統制についてという研修がありまして受けましたけれども、そのときに、いつきの研修ですので、ほんの一部しかわかりませんでしたけれども、結構難しいというか、奥の深いもののようにございまして、なかなか自治体では取り組みがないということでもございました。実践的なこともちょっと講習の中にはありましたけれども、これは本当に一人一人が、自分の職務といたしますか、事務を見える化するといいますか、そういうことで、これができれば全く効率的になりますし、間違いがないといいますか、すばらしい事務事業が進めていけるのかなというふうに思いますけれども、大変なことだと思います。

内部統制というのところで言われる業務改善活動というのは、内容的には同じような気がいたしますけれども、どのような違いがあるのか、あるいは同じであるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 業務改善活動とは、目標達成のために日々の業務を標準化しまして、プロセスを見える化することでルールを定めまして、PDCAサイクルを回しながら業務を行い、問題が発生し、改善すべき事項があれば、その都度、改善を行う活動でございます。

つまり、これまで人によって仕事のやり方がまちまちであったものが、業務改善により内部統制され、ベテラン職員でもかわってきたばかりの職員でも同じレベルで仕事ができるようになることが可能となると考えております。

来年度から全庁展開する業務改善活動は、仕事のルールや業務プロセスを整備し、運用することから、内部統制とも言えるものでございます。業務改善活動によって、高品質な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 内部統制の目的は、業務の有効性と効率性、そして財務報告の信頼性、法

令遵守、資産保全というようなことを講習で習いましたけれども、非常に素晴らしい取り組みだと思います。これが完全に取り組めれば、万全な事務作業ができるかと思しますので、期待申し上げます。

次に、2番目の提言の「市民生活での安心感や利便性の向上を図るため、国・県・近隣市をはじめ、特に衣浦定住自立圏域の各市町と連携し、衣浦定住自立圏共生ビジョンの推進を図り、さらなる行政サービスの向上につなげるとともに市民に対する情報発信を図れ」についてですが、これについても、この1年間の取り組み、成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 衣浦定住自立圏共生ビジョンの取り組みの御質問でございますが、その推進につきましては、主に医療健康、公共交通、観光、共存協働の4つの分野別懇談会におきまして検討、実施しているところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、地域の開業医と刈谷豊田総合病院本院との地域医療ネットワークによる病診連携のほか、いきいき号の刈谷豊田総合病院本院への乗り入れ、やきもの里かわら美術館と刈谷市美術館における相互の入館促進、ボランティア活動情報サイトを活用した情報の一元化、つながるねットの構築、関係市町の観光モデルコースの設定及びパンフレットの作成を行ってまいりました。

また、今年度の新たな取り組みといたしましては、去る10月18日に「きぬうら・うらら音楽祭 in 刈谷ハイウェイオアシス」を開催し、3市1町の共催による音楽ステージや特産品フェアなどの事業を実施してまいりました。

このように、関係市町が協力して衣浦定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業を一体となって推進することで、地域の連携や活性化に加え、生活機能の強化を初め結びつきやネットワークの強化や圏域マネジメント能力の強化が図られているものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 衣浦定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みについては、よくわかりました。

それでは、この件に関する市政クラブの提言に対し、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 衣浦定住自立圏共生ビジョンの推進に対する市政クラブの皆様からの御提言を踏まえまして、まずは市民の皆さんに、この定住自立圏の構想に対する認知度を高めていく必要があるものというふうに考えております。

これまでは、衣浦定住自立圏のホームページにおいて、定住自立圏構想や定住自立圏共生ビジョンの内容を紹介するとともに、その推進状況などを情報提供してまいりました。

しかしながら、まだまだ定住自立圏を知っていただくための取り組みとしては十分ではないため、今後、市の広報紙や公式ホームページに加え、今年度開設をいたしました公式フェイスブックを活用し、イベント情報など、タイムリーな情報発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。

定住自立圏構想という言葉自体は、市民から見ますと、ぴんと来ないといえますか、あるいはなじみにくいと思えますけれども、それによってなされる施策事業は市民生活に密着したものであり、医療やコミュニティー交通、あるいは観光、地域を超えた生活空間の拡大や文化交流など、市民生活を豊かにするものでありますので、これまで以上に市民への情報発信をさらに工夫を凝らして進めていただきたいと思います。

次に、私どもの提言の同じ基本目標Ⅰの中に、3番目がございます。「公共施設あり方計画（案）事業推進については、市財政状況等による見直しを恐れず、常にタイムリーな取り組みにせよ。また、モデル事業である市役所本庁舎整備事業と高浜小学校建替え事業においては、市民・各種団体と情報共有し、着実に進めよ。」を挙げさせております。

この公共施設あり方計画については、公共施設あり方計画検討特別委員会において、これに係る件については、特別委員会のほうで報告、協議、審査することとなっておりますので、ここでは質問をいたしません。冒頭に申し上げましたように、市庁舎整備については、民間の資金とノウハウを全面的に活用した自立方式が前例のない手法であると聞いておりますので、注目されるものと思われまして、高浜小学校の建てかえにつきましては、その後続く小学校の建てかえとともになされる他の公共施設との複合化を視野に入れた施設として、モデル事業として進められているところであります。着実な進行を図り、成功させていただくようお願いを申し上げます。

以上で私の質問は終わらせていただきますが、引き続き、提言書に基づき、他の同僚議員より随時質問席に立たせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は14時55分。

午後2時43分休憩

午後2時54分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。以上、1問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります市政クラブ平成27年度予算編成に向けての政策提言書の基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」から質問させていただきます。

第6次高浜市総合計画も中期へと進み、前期で課題として残したことや生かし切れなかったことなど、先を見据えて取り組まなければならない思いが中期基本計画の中に織り込まれていることであろうと推測いたします。しかし、それには住民力、職員力、財政力がつながって初めて大きな力となります。大変に厳しい時代だからこそ、しっかりとした取り組みが必要であると考えます。

最近の住民の求めるニーズは多様かつ多岐にわたるため、その要望に的確に対応しながら説明責任も求められています。住民にとっては、高浜市で暮らす上で、その暮らしよさを求めるのは当然であり、それに応えて思案し、努力していくことが、行政と議会の務めであります。

市政クラブは、毎年11月に、平成27年度の予算編成に当たり、クラブと地域要望を市長宛てに提出させていただいています。その項目に沿って質問をさせていただきます。

まず、「生涯学習基本構想に基づき、生涯を通して学ぶ心を育て、地域の良さとその魅力を学び、特に子どもや若者が『まちづくり』につなげる行動を自ら進んで取り組む仕組みを創設せよ。」と要望させていただきました。

そこで、まず生涯学習基本構想の推進に向けた考え方をお聞かせください。

これ以後、質問は一問一答でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 生涯学習基本構想の推進に向けた考え方ということでございますけれども、生涯学習は、一般的には、生まれてから一生を終えるまで、人生を豊かにするため、知的好奇心を満たし、教養を深めるといった自分のための学びということが基本になります。

本市におきましては、子供を「まなびの根っこ」に据え、個々の学びをつなぎ、仲間づくりやきずなづくりへ、さらに子供から高齢者までの世代間をつなぐ。そして、学びから行動へとまちづくりにつなげ、人とまちの魅力を高めるという考えのもと、生涯学習基本構想を推進しております。学習することで、新しい自己を発見し、喜びを感じ、学ぶこと自体が生きがいともなり得ます。また、生涯学習において、仲間と互いに教え合い、励まし合って、学ぶ楽しさや喜びを周囲の人に広げていくこともできます。

今後も、子供を「まなびの根っこ」に据え、家庭や職場や地域において、ともに学び、協力し、励まし合い、家庭や職場や地域が生き生きと活気にあふれ、充実し、発展していくよう生涯学習に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

基本的な考え方、方針を今お伺いいたしましたけれども、これまでに取り組んだ進め方をお聞かせ願います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） これまでに、学びのネットワークを広げるということで、特技や専門分野を持った方を地域の達人と称し、毎月15日号の広報たかはまに掲載、現在15名の方を紹介しております。また、地域の達人が先生役となり、高浜（まち）の学校という場で、子供たちを中心に学びのプログラムを提供し、これまでに延べ15回の開催をしております。

未来に羽ばたく人材育成という点では、たかはま夢・未来塾の講座やタカハマ物語第2弾の制作を初め、美術館での特別展に関連するワークショップ、図書館での読み聞かせや工作教室、公民館やまちづくり協議会の子供向け講座、おやじの会による活動など、数多くの取り組みが市内で行われております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございました。

次に、生涯学習基本構想の推進の新たな取り組みについてお聞きします。

本年6月15日の広報たかはまに「タカハマ！まるごと宝箱」参加メンバー大募集という記事が掲載され、あらゆる世代の市民が集い、さまざまな視点からまちの魅力に迫り、私たちの言葉で編集・発信し、市民の財産として将来へ語り継いでいく取り組みを始めるとありました。

この「タカハマ！まるごと宝箱」は、生涯学習基本構想を推進する取り組みであると思いますが、事業を始めた経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 「タカハマ！まるごと宝箱」を始めた経緯ということでございます。

生涯学習基本構想をより一層推進していくためには、人と学びの輪を広げ、あらゆる世代の人が学びにかかわり、学びの成果がまちじゅうに広がり、そして将来にもつながる生涯学習基本構想推進の核となる事業が必要であるというふうに考えておりました。そこで、学びから人をつなぎ、世代をつなぎ、そしてまちづくりにつなぎ、人とまちの魅力を高める。それらの要素を全て包含する取り組みとして「タカハマ！まるごと宝箱」事業というものを始めたものでございます。

この事業は、小さなまちのスケールメリットを生かし、市民の皆様とともに、まちの魅力を宝箱に詰め込んでいくという取り組みで、みんなで力を合わせて高浜市に住む誇りを高め、語り継いでいくことを目指しております。今後、生涯学習基本構想推進の核として展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

この宝箱を生涯学習基本構想の核にする事業と言われましたが、その事業内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 「タカハマ！まるごと宝箱」の事業内容ということでございます。

本市には、先人たちが長い年月をかけて培い、継承してきた個性豊かな魅力がたくさんあります。既に知られているものもあれば、いまだ隠れているというものもたくさんあります。そのような魅力や価値を市民の皆さんが中心となって掘り起こし、市民の財産として将来へ語り継いでいこうという取り組みでございます。

従来は、このような継承というのは家族の中で行われていましたけれども、現在は核家族化が進み、なかなか高浜市の魅力を次の世代につなげていくことが家族の中でできないような現状でございますので、今を生きる私たちが責任を持って、このまちの魅力を語り継いでいくと。そして、さまざまな世代の人が、まちの魅力を掘り起こし、磨き上げ、発信するという活動や語り合いの中から、多様なつながりを生み出すとともに、郷土の文化や歴史への理解、愛着を深め、まちへの誇りを高めることによって、高浜をもっと魅力的なものにしていきたいとこのように考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

広報に6月15日号から9月1日号にも載っておりますけれども、現在どのように実施されているのか、参加者の状況や取り組み状況をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 現在、参加登録者数は約80名で、月1回の開催ということで、「学び合い・語り合いの会」ということで、テーマに応じて自由に御参加いただいております。

今年度につきましては、まちの魅力を取りまとめるための準備といたしまして、名古屋市立大学との連携による聞き書きプロジェクトの紹介や、愛知教育大学との連携により民俗学の手法を学びました。また、これまでにまちの魅力を既に集めてきた市民の皆様が「三州瓦音頭」「鬼みちのうた」など高浜にちなんだ歌の披露や、高浜市の隠れた景観の紹介、「三州だるま窯復元プロジェクト」、「高浜市における土管づくりのはじまり」などの講座を行い、これまでに6回、12月17日には第7回として「高浜港駅を語ろう」という取り組みを予定しております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） いろいろな具体的な行動を起こして、たくさんの方が参加されているようですけれども、来年度に向けて具体的にどのように進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） この事業は、まちの魅力を掘り起こし、調べ、聞き取り、まとめるという作業と、この結果を学び合い、そして磨きをかけて発信し、まちづくりに生かしていくという作業に分かれます。

まず、まちの魅力を取りまとめる作業では、市民の皆様とともに、まちの魅力を洗い出し、洗い出したテーマを手分けして図書館等で調査し、エピソードなどを交えながら取りまとめてまいります。取りまとめた結果を学び、発信していくというところでは、取りまとめた結果を「学び合い・語り合いの会」でまず御披露し、そのテーマについて参加者に語り合ってくださいます。その語り合いも含めた内容というのを宝箱に入れまして、わかりやすく、見やすく発信し、来年度は小冊子を発行していくことを予定しております。

将来的には、この小冊子を台本に子供がレポーターを務めるなど動画を編集し、市民の財産として残すとともに、インターネットで世界へ向けて発信していきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

9月1日号に、それぞれの状況の広報を見させていただきました。その中にも、多くの方たちが集まり、若い世代も参加していますということでもありますけれども、こういう若い人たちに語り部となつていただく、あるいは体験をしていただくということが、まちのつながりにつながるという考え方だと思いますけれども、高浜には伝統文化があるわけですが、射放弓であったり、獅子、それからチャラボコであったりですとか、こういうものというものは、こういう人たちに伝えるだけで、人間の育成というものは今この段階では考えておみえにならないのか。その考え方があるなら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 人材の育成ということは、一番大事なことだと思っております。

伝統文化につきましては、非常に担い手不足ということが深刻になってきておりまして、もちろん伝統文化というのは魅力としてまとめていく要素に入りますけれども、そこを皆さんでまとめていって、市民の皆さんに知っていただいて、そこに子供もまじっているという参画感こそが、将来の担い手を養成していくことにつながると考えておりますので、この取り組みをまちづくりにつなげるというところへ持っていきたいというのは究極的な目標でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） こういう人たち、せっかく集まっていたいただいた方々、関心のある人たちが集まっていたいておりますので、そういった部分も含めて、大いにこのまちの魅力を発掘していただいて、伝統を継承していただく。これが私たちの誇りに思えるまちになるのではないかなと思いますので、ぜひ積極的な推進をお願いしたいと思います。

次に、「まなびの根っこ」であります子供、若者へのアプローチとして、「タカハマ物語2」の制作や、たかはま夢・未来塾の講座などが行われていますが、今回は「タカハマ物語2」に絞り、お聞きします。

まず、第2弾の制作の目的と、第1弾との違いをお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 目的と第1弾との違いということで、まず目的につきましては、映画制作に関連するさまざまな活動を通して、子供・若者の成長を応援するということにございます。出演者、あるいは制作スタッフ、小道具、衣装づくり、広報活動といったことなど、子供・若者が自主的にかかわれる機会を多く用意いたしまして、集団での役割や、みずから考え行動すること、大人とのかかわりなどを通して、自主性や責任感、まちへの愛着や誇りを高めて、将来の高浜市を担う人材に育ってほしいというふうに考えております。

次に、2つ目の第1弾との違いということでございますけれども、多くの子供・若者がかかわれるよう、今回はプロダクションが行いました制作会社の役割を若い方みんなでこなしていただいて、手づくり感満載の映画にしていくという点でございます。また、制作の前段階から、シナリオや撮影、演技など参加型のワークショップのほうを行いまして、子供・若者がかかわれる機会を多く設けております。今回は、映画制作のプロセスというものを重視いたしまして、市民の「タカハマ物語」としていきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） これも広報で9月15日と10月15日にも載ってございましたけれども、映画制作については定期的に掲載されていますが、現在の進捗はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 今年度につきましては、来年撮影に向けた前段階ということで、4月に「タカハマ物語」第2弾の作戦会議をスタートし、現在、企画運営の中核スタッフといたしまして、Kids Now（きずな）実行委員会、OBを含めたバコハのメンバー、第1弾の関係者、愛知工業大学の教授や学生、市役所の35歳以下の職員で構成するU35のメンバーなど、約80名が中心となり、ワークショップ等を開催しております。これまでに、7月にはシナリオワークショップ、9月にはロケハン、10月には撮影ワークショップ、11月には演技ワークショップやオーディションなどを開催しております。

また、広報活動といたしまして、ホームページやフェイスブックの立ち上げ、ラジオ番組への月1回の出演、ポスター、チラシなどの制作、多くの人に興味を持ってもらえるような活動を子供・若者が中心となっていておるとというのが現状でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それでは、具体的に映画の完成までのスケジュールがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 今後のスケジュールにつきましては、来年2月ごろにはキャスト発表会を兼ねた制作発表会の開催、3月に森前公園で行われる第4回鬼瓦コンサートでのクランクイン、9月ごろクランクアップ、12月ごろの上映を目指しております。

なお、撮影につきましては、子供・若者が多くかかわれるようにということで、夏休みに集中的に行うことを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

広報で見させていただいても、多くの方たちが参加をしていただいて、オーディションも非常に盛況であったということも伺っております。職員を含めて80名が中心となって、この映画制作に向かって活動してみえるということでもありますけれども、第1弾あるいは第2弾に向けて、こういう人たちが後世に向かって継承していただける子供たちを引き続き輩出していただく。このことが、これから先10年、あるいは20年、それぞれの立場で、今度は支える立場になっていただけるという考えを私は持っておりますので、どうかこういう取り組みが、後世の若い子供たちに継承していただけるような取り組みで、結果が出るような取り組みにさせていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、私どもの基本目標Ⅱの5の「既存のスポーツ施設のさらなる有効活用を進めるため整備・改修等を図り、効率的かつ効果的な施設の利用促進を図れ。伝統文化・芸術の伝承については、次世代につなげる仕組みを地域や各種団体等とともに進めよ。」ということで質問させていただきます。

午前中の他の議員より、既存施設の改修等について伺いましたが、来年度、27年度に向かって、予算措置をとって、大きく既存の施設を改修する。あるいは、新築ということはないと思いますけれども、使いやすいような改修等が行われる予算措置がとられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 来年度につきましては、五反田グラウンドの防球ネットが、かなり傷みが激しく、ボールもちょっと出ていくような状況でございますので、そこらの改修を行っていかうかなと。

スポーツ施設につきましては、やはりスポーツクラブさんが日常的にきめ細かく本当に修繕とか補修とかしていただいておりますので、市といたしましては、そういう大きなところをやっ払いこうかなという考え方でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたように、たかはまスポーツクラブさんが、委託業者としてグラウンドの整備、体育館の整備等々御尽力いただいていることは、私どもも見聞きしております。大変御苦労をかけていることだろうと思います。

その中で、特に体育施設におきまして、グラウンドも含めまして、T S Cと、それから関連の団体であります体育協会、あるいはスポーツ推進委員会等々の連携のもとで、こういったスポーツ施設のあり方をいろいろ御議論することも多々あるかと思えますけれども、こういった3者が、どのような連携をもって、こういった既存の施設を有効的に、あるいは修繕、改修をしていくのか。そういった御議論とか、話し合いの場というのはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 施設を有効活用するための議論の場ということでございますけれども、ことしの8月から、スポーツクラブさんと、公共施設のあり方の関係もあるんですけれども、非常に現場の意見は大事だということで、月1回開催するようにしております。

体育協会との連携ということでは、やはり理事長さん等々かぶっておりますので、その意見はお互いが日常的に吸い上げるようにして、基本的には現在はスポーツクラブさんと月1回協議を行っているという状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私どもの団体もスポーツクラブと常日ごろから会話しながら、グラウンドの利用あるいは安全について、いろいろ話し合いをさせていただきながら改修をしていただいている。本当にグラウンドを整備するにおいても、経験のない人がグラウンドを整備をするのではなくて、やはり野球をやっていた、サッカーをやっていた、あるいはバスケットをしていたというような人たちが経験者として、このグラウンドをどう整備したら、けがのないような競技ができるのかという気持ちを持って、心を持ってグラウンドを整備していただけますので、本当にけがもなく、すばらしいグラウンドに僕はなっていると思っております。他市にちょこちょこグラウンドを見に行きますけれども、施設として、観客席がないとか、放送機械がないとか、そういうことはありますけれども、ただ、グラウンドに関しては、非常に心のこもった方たちが整備をしていただいておりますので、非常に僕は満足しておりますので、これからもT S Cさんを中心に体育協会、スポーツ推進委員さんの皆さん方の御協力をいただいて、すばらしい施設にしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、6番目の「『高浜教育ビジョン』の実現に向け、教育委員会の新制度をしっかりと進め、『目指す子ども像』を示し、幼保小中一貫した学びと育ちの連続性を構築し、次世代の高浜市を

担う児童・生徒を育てる施策を教職員・保護者・各種団体・地域等とともに進めよ。」ということで、この高浜教育ビジョンの実現に向けて、高浜市教育基本構想の推進が3年目に入っていると思いますが、今年度重点的に進めた施策について伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 今年度重点的に進めた施策としましては、幼保小中一貫教育の実現に向けた施策、防災意識を高める施策、特別支援教育の充実を図る施策など、高浜教育ビジョンの実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。中でも重点的に進めた施策としましては、幼保小中教職員一人一人が、12年間の学びや育ちをつなげるという意識を持てるようにした3点がございます。まず1つ目は、高浜カリキュラムの実践、2つ目は、異校種間連携事業、3つ目が、高浜市として身につけさせたい生活習慣、学習習慣の育成でございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

その中で、幼保小中12年間の学びを通し、学びと成長に有効に結びつく生活科・総合的な学習の時間に特化した高浜カリキュラムの実践の移行について2年目を迎えますが、その進捗についてお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 高浜カリキュラムの進捗状況ではありますが、そもそも高浜カリキュラムは、高浜の特色を生かした学習、地域とのつながりを意識した学習、今日的な課題の解決を図るための学習などが、幼稚園・保育園から中学校卒業するまでに各学年に位置づけられており、市内の園や学校に通う全ての子供たちが12年間一貫して高浜のよさについて学ぶことができるように計画されているものであります。小学校3年生では福祉、4年生では環境、5年生では防災、6年生では防犯、そして中学校ではキャリア教育について学習をしていきます。

今年度につきましては、昨年度スタートした3年・福祉に加え、全ての学校で4年・環境、中1・キャリア教育、さらには幼保で食育などを実践しております。平成28年度には全ての学校で高浜カリキュラムが展開されるように移行中でありまして。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、幼保小中一貫教育の実現に向けて、その基盤となる連携教育の推進に力点を入れ、「12年間の学びや育ちをつなげる」というキーワードのもと、異校種間連携推進事業を実施していると伺いましたけれども、2年目を迎えるが、その成果についてお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 異校種間連携推進事業の成果についてのお尋ねではありますが、

主に、この異校種間連携事業というのは、幼保5歳児と小学校1年生との連携、小学校6年生と中学校1年生との連携を焦点に当てた異校種間の学びと育ちを円滑につなぐための計画であり、それぞれ、小1プロブレム、中1ギャップなどの軽減を図るための具体的な施策であります。

活動の領域は、教職員交流、子供同士の交流、教職員による異校種間参観の3点であります。これらの活動は2年目に入りますが、少しずつ効果が出ております。例えば、年度初めに中1の担任が気になる生徒への対応の仕方を旧6年担任に直接話を聞ける場を設けたことはとても有効であると、現場のほうから声を多く聞いております。児童・生徒同士の交流におきましても、夏休みの部活動の様子を小学6年生が見学したり、2月に行われる中学校入学説明会で6年生が授業見学や授業体験をしたりして、進学後の学校生活に希望や見通しを持てるように仕組んでおります。

実際、進学後の中1の生徒を対象にした中1ギャップに関するアンケートの結果では、「入学後どんなことに戸惑いを感じましたか」という問いに対して、昨年度、戸惑いのポイントが高かった3つのうち、校則と授業については、新入生の戸惑い感を大きく減らすことができました。両中学校で行われた入学説明会で、6年生を対象にしました体験授業や学校紹介の成果だと考えております。

また、異校種参観に参加した小学校教員は、中学校の体育の授業を見て、整列の隊形や号令のかけ方の違いについて、子供たちに戸惑いを感じさせないように、小学校のうちから中学校授業を意識した指導の必要性があることを感じ、校内で研修を開いているということを知っております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） これも広報で恐縮ですけれども、幼保小中一貫教育の推進ということで掲載をされております。

その中に、幼保小の先生方の今御答弁いただいたような御意見を伺って、大変有効的な活用をされているなということに関心を持っておりますが、当然こういう活動によって、いじめだとか不登校、そういったものにもつながっているのかなと思いますけれども、この幼保小中一貫教育の推進がそういったものにつながっているか、どんなお考え持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） いじめ、不登校に直接つながるかということについては、なかなか難しいところであります。

実際、先ほどお話ししたとおり、それぞれ幼保から小、小から中へ段差があります。この段差について、なるべく戸惑いがなく、滑らかに、全ての子供たちが次のステップへ進めるようにということを主眼に置いております。

いじめ、あるいは不登校については、新しい環境に、また新しい人間関係の中で、なじめない子が出てきたときに、また出てくる問題でもあります。それはそれとして、また速やかに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

本当に小さな芽でありますけれども、そういった芽を多くの目で捉えて、不登校やいじめ、そういった問題にも積極的にそういった芽を摘んでいただいて、こういった異校種ですか、進めていってほしいなど、そんなふうに思っております。

じゃ、次の問題で、家庭全体で健やかな子供を育むといった家庭力が期待されている中、幼保小中一貫した学びや育ちの連続性を構築する「めざす子ども像」の策定が着実に進んでいるようだが、その進捗についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 「めざす子ども像」の進捗についてであります。まず、この策定をしていく上では、生涯学習基本構想の目指す姿、子どもを「まなびの根っこ」に据え、「ひとつづくり」が「まちづくり」へとつながる「まなび」と行動が循環しあう生涯学習を念頭に置く必要があります。その上で、学校・地域・家庭が一体となって、一人一人の子供を育ていくために、この3者が共通目標となる「めざす子ども像」について、いつの時代も変わらず大切にしていきたい4つの観点に限って絞り込み、明文化しました。

生活習慣といたしまして、礼儀と地域愛に関すること、学習習慣として、学習の心構えと読書に関することでもあります。

これら4つの観点それぞれについて、子供たちが卒園、各学校を卒業するまでに身につけさせたい姿として、幼保、小、中の3段階で明文化することで、幼保小中12年間の縦の連携を大切にしたい学びや育ちがつけられるようにしました。例えば、地域愛についていえば、年長児の目指す姿として「友達や身近な人と仲よくします」、小6では「友達や学校を大切に思い、役に立つことを進んで行います」、中3では「家庭や地域を大切に思い、役に立つことを進んで行います」の3段階であります。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、学校・地域・家庭が一体となって、この3者がその目標に向かって行くということで、家庭や地域の方々に今後どのように周知していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 現在構想していることを少しお話を差し上げます。

目指す姿を掲載したカレンダー等を作成し、幼・保育園児、小・中児童・生徒のいる全世帯、園

児・児童・生徒が利用している公共施設やまちづくり協議会に配布することを計画しています。これらの配布によって、高浜市として育てていきたい目指す姿について、市民が毎月4領域のうちどれかについて強調月間としてカレンダーに表示し、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を意識しながら子供にかかわりを持てるようにと考えています。

例えば、読書の秋として、学校においても読書週間を設定することの多い10月を読書に関する強調月間とし、さらには第3日曜日の家庭の日と絡めながら、家庭でノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯、ノースマホを心がけ、読書や本の読み聞かせをしようという働きかけをしていきます。これには、高浜市立図書館とも連携しながら、10月は高浜市民が読書に親しむ月とした啓発キャンペーンの展開も考えていきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

教育というのは、本当にそれぞれの3者が一体となって推し進めることが一番重要だと思います。特に、町内会であるとか、まちづくり協議会であるとか、先生方が言えないことをまち協の年配の皆さん方の経験豊かな方から御指導いただけるとか、そういったいろんな多面から地域が支えていただけると、すばらしい学校教育になるのではないかなと思いますので、今後とも御努力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、「子育て・子育て支援については、民間ノウハウの活用を図るとともに、『子ども・子育て支援事業計画』に基づき、様々な家庭に必要とされる保育を提供できるシステムづくりと人材育成をさらに進めよ。また自主性・社会性を育むための子どもの居場所の充実を地域等とともに図れ。」という中から、予算編成における提言書において、子育て・子育て支援については、民間ノウハウの活用を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな家庭に必要とされる保育を提供できるシステムづくりをさらに進めようとしているが、まずは子ども・子育て支援事業計画の策定の状況はどうか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 子ども・子育て支援事業計画の策定状況でございますけれども、国の情報等を得ながら構築いたしました素案につきまして、おととい、12月2日火曜日開催の子ども・子育て会議のほうにお示しをし、説明をさせていただきました。

今後につきましては、あと一、二回程度、会議を開催いたしまして、素案のほうを固め、その後、パブリックコメントを経て、3月末までには確定していくという予定をしております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

本市においては、3歳未満児において待機児童が発生しているという状況であります。それに対して子ども・子育て支援事業計画ではどのような対応していくか、考えをお聞かせ願ひたい

と思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 待機児童の対策ということでございますけれども、3歳未満児におけます今後5年間の人口動向は減少する見込みというふうになっております。子供の数の増加が見込まれないこと、あるいは昨年度と今年度の4月当初の待機児童、これはいずれも15名程度という規模でございます。そういった規模の状況におきましては、施設整備による対応というのは安定経営やコスト面を鑑みると難しいというふうにも今考えております。

したがいまして、本市におきましては、ニーズの増加も想定し、将来的には子供の減少による保育環境の規模縮小、こういったものを見据えた上で柔軟性のある対応が必要であるというふうにも考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ぜひお願いしたいと思います。

今、御答弁にありました柔軟性のある対応というところでありましてけれども、どのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 柔軟性のある保育環境の整備といたしまして、国は地域の多様な保育サービスにきめ細かく対応できるよう家庭的保育事業等を地域型保育事業というふうにも位置づけております。

現在、本市で実施しております家庭的保育も保育サービスの充実を図るために必要な待機児童対策といたしまして平成24年度、25年度と1カ所ずつ拡大をしましてまいりましたけれども、保育料が一律で平均保育料より高いこと、あるいは給食がなく弁当持参であることで、保護者が預け先を選ぶ中で選択肢に入りにくい現状であるという課題が今残っております。

そこで、まずはその点を解消し、家庭的保育を利用せずに待機されている方の利用を促すようにしていきたいというふうにも考えております。先ほど申し上げましたように家庭的保育事業を国が地域型保育事業と位置づけたことによりまして、その課題を解消できる見込みでございますので、それを踏まえた予算編成を予定しておるということでございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 課題があるということで、その課題の中の一つであります保育料について、それから給食がなく弁当持参であるということでありまして、この2点についての対応はいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） それでは、ただいまの質問の1点目でございますけれども、保育料についてでございますけれども、まず保育料につきましては、家庭的保育におきまして、基本

的に認可保育園で適用している保育料表に基づいて、利用者の収入に応じて算出されることとなります。したがって、ただいま保育園の保育料が適用されるということになりますと、母子世帯などの例えばB、C階層の軽減でありますとか、保育園、幼稚園等に同時通園している場合の第2子は半額、第3子は無料という多子減免の制度も適用されるということになりますので、利用しやすくなるものと考えております。

続きまして、2点目の給食がない、弁当持参であることへの対応というところでございますけれども、ただいま給食の提供をしていくということで、具体的に言いますと、市営湯山住宅集会所で実施しておりますからんこえにおきましては、連携保育所であるよしいけ保育園から近いということで、そちらからの提供になりますけれども、高浜市社会福祉協議会が実施しておりますおひさまにつきましては、運搬の実施が難しいということでございましたので、残りの3カ所とあわせて吉浜北部保育園で調理した給食を運搬する方法で提供する予定でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 少しずつ改善をしていただいているみたいですが、給食の提供の実施時期はいつの予定になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 給食の提供につきましては、新制度の中で5年という経過措置がありますけれども、早期の対応をしていくということで、からんこえにつきましては平成27年度4月当初からの提供ができるように今準備のほうをしていただいております。また、残りの4カ所につきましては、吉浜北部保育園調理室に別途給食提供に必要な備品等をそろえる必要がございますので、4月当初での提供は難しいと考えておりますので、6月からの提供を予定しております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ぜひ速やかな提供のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、家庭的保育が利用しやすくなることは非常によいことだと思いますので、進めていただきたいと思います。市政クラブの政策提言において人材育成を進めようとしていますが、家庭的保育の運用について、質の担保において、この点はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 本市の家庭的保育におきまして、保育所実施型以外の家庭的保育におきましては、国が規定する家庭的保育ガイドラインに基づき実施しました子育て家庭支援者養成講座における認定者の方が家庭的保育のスタッフとして活躍していただいております。そのスタッフの方々につきましては、認定者としての知識・技能を継続していただく必要がございますので、毎年度、バックアップ研修等を実施しております。平成27年度におきましてもそれは

実施する予定あり、引き続き人材育成に努めてまいりますのでございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それでは、第6次高浜市総合計画において「地域ぐるみで子育て・子育てを支えます」とありますが、家庭的保育以外の地域の人材育成につながるような動きはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 家庭的保育以外で地域の人材育成につながるような動きはというところでございますが、現在、おてん婆おてん娘まちづくりの会ですとか子育て応援団P a m P a mチャイルドで活動してきた方々による子育て支援を目的とするN P O法人「ふれ愛・ぽーと」というものの設立が今進行中でございます。これまで社会福祉法人高浜市社会福祉協議会に運営を委託していたいちごプラザにつきましては、このふれ愛・ぽーとさんに来年度運営委託をしていくという予定でございます。

子育てに対する思いを持った市民による支援活動の基盤ができることとなりますので、継続的な活動につながり、また同じような思いを持つ人たちの受け皿になってくると思いますので、地域の子育て力の強化につながり、人材育成の一端を担う施設になるものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

市民活動が発展していくのは、非常に頼もしく、よいことだと考えますが、いちごプラザの運営は、これまで同様、継続的に実施しなければならないが、運営のノウハウはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 先ほども言いましたふれ愛・ぽーとの構成メンバーには、現在、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会の臨時職員として、実際にいちごプラザの運営スタッフとして携わっている方が数名おります。また、そうでない方につきましても、現状の運営についてしっかりと把握してもらうため、年明けより高浜市社会福祉協議会の協力も得ながら日々の運営に携わらせていただく機会を設けてノウハウを身につけていただくようにしていきますので、平成27年度からの運営に支障はないものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

大変経験豊かな方が御協力いただけるということで、大変頼もしい限りだと思いますので、ぜひ行政としてもバックアップのほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、自主性や社会性を育むための子供の居場所の充実を地域などとともに関心ということで、来年度より児童クラブの対象年齢が新制度開始に伴う法改正により小学生全体に拡大されるが、

預かりだけでない自由に過ごせる居場所の確保のため、児童センターなどを活用すると把握していますが、改めて考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 居場所の確保のための考え方ということでございます。

現在、全小学校区のおきまして、学校の放課後に帰宅せずに、大人の見守りのもと、そのまま校庭で友達と遊ぶことができるようにした放課後居場所事業というものを実施しております。

しかし、この居場所事業というのは、あくまでも遊べる場所の確保による友人との交流の促進が狙いということで、毎日実施する必要はないことから、雨天時でありますとか長期休暇においては中止となります。ということで、就労等によりまして、日常的に保護者がいない児童が常に居場所を求める場合につきましては、保護者の就労状況にかかわらず児童クラブを居場所として選択せざるを得ないという状況でございます。

そこで、就労等によりまして日常的に保護者がいない児童が、放課後居場所事業を平日雨天時や、あるいは長期休暇等も含めて、年間を通じて利用できる状態にするということで、児童クラブだけではなくて放課後居場所事業を居場所として選択でき、友人等とのかかわりを通じた成長につながると考えております。その場合の放課後居場所事業の年間を通じた利用の確保のために、児童センター等を活用する予定ということで今考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 居場所というのは、御父兄にとっては大変重要な問題だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思いますけれども、ただ、年間を通じた居場所の確保の具体的な手法はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 年間を通じた居場所の確保の手法というところでございますけれども、まず平日雨天時の対応というところでございますけれども、これについては、先ほどもありましたように児童センターを利用してもらおうということを考えており、通常、児童センターというのは一度帰宅してからの利用ということになりますけれども、就労等により日常的に保護者がいない児童につきましては、通常の運動場での居場所事業と同様に帰宅せずに利用可能にするという予定でおります。

また、長期休暇でございますけれども、児童センター利用者は、通常、児童クラブ員以外は児童センターでの飲食を禁止しておりますけれども、昼食時に保護者がいない児童につきましては、弁当等の持参によりまして一日滞在できるようにいたします。また、就労等の状況に対応できるようにするというので、児童センターの休館日を現在の火曜日から日曜日とする予定でございます。

以上の手法によりまして、年間を通じて居場所が確保できるものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 切れ目のない居場所の確保に今後とも努めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

児童センターが高取小学校区にはないと思いますが、ここをどうするのか。お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 確かに高取小学校区には児童センターがございませんので、この場合は別の手段というものが必要となつてございます。

高取小学校区におきましては、長期休暇につきましては自宅に一番近い児童センターを利用する等の対応が可能と考えておりまして、実際に今年度、夏季休暇の際に実施いたしましたサマーキッズという形式において、そのような手法を利用者の方に御紹介したところ、高取小学校区の児童につきましては、自分で自転車で通ったり、また保護者が送迎するという姿が見られ、利用していただいております。

また、平日雨天時につきましては、ほかの児童センターというわけにはいきませんので、その対応といたしましては高取公民館を予定しておりまして、1階の図書室ですとか2階のフリースペースとなるロビーを活用して子供が過ごせる空間を確保していくという考えでございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、わかりました。

あとは、居場所を充実する取り組みについてはわかりましたが、児童クラブについては新制度施行に際して対応することはあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 新制度施行に際して、児童クラブについては何か対応することはあるのかということでございますけれども、まず就労等により日常的に保護者がいない児童に対しましては、先ほど申しました手法により居場所のほうを拡充いたしまして、放課後居場所事業や児童センターの実施時間内での児童クラブとの選択を可能にするものでありますが、保護者が遅くまでいない児童につきましては、やはり児童クラブの利用となりますので、本事業は利用者にとって継続的な就労を可能とする役割を担う必要がございます。

国におきましても、小1の壁ということで今専ら言われておりますけれども、全国的に児童クラブの設置が保育園と比較して少ないこと、また利用時間が短いということがありまして、保護者の方におきましては就労状況を変えないということが可能となる対応が求められるのではないかと考えております。

本市におきましては、保育園が19時まで開園しているということに対しまして、小学校区ごとの対応が必要な児童クラブにおきましては、港小学校区では東海児童クラブが18時まで、また高

取小学校区では楽習館児童クラブが18時半までとなっておりますので、そういう意味でいきますと保育園の19時までというところと差があるということで、その部分是对応が必要と考えております。

そこで、まず平成27年度当初におきましては、東海児童クラブを19時まで利用可能とする予定でございます。また、高取小学校区につきましては、その後、今後の対応を検討していくということで、まず東海児童クラブを19時まで利用可能とする予定でございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

12月1日号に児童クラブ員募集ということで一覧表が載っておりました。これを見ますと、今説明がありましたように、18時であったり、18時30分であったりとか、時間のずれが実はあるわけですけれども、これをなぜ東海児童クラブだけが今後予定で、ほかのところができないのか。何かソフト面、あるいはハード面で問題点があるのか。そこら辺、何か問題点があるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、東海児童クラブにつきましては、一番小学校区の中で短いというところがありますので、18時を19時にまで延ばすというところで、あと、もう一つの高取小学校区につきましては、先ほど申しましたように楽習館児童クラブが18時半までというところで、そこを延ばすという検討も実際しているんですが、ちょっと楽習館児童クラブさんにつきましては、7時までやるというのが人材の確保とかいう面で難しいという話はいただいておりますので、そこを延ばす場合は、もう一個、高取小学校区にやっております高取児童クラブ、そちらのほうの対応でというところで考えてはいるんですが、その場合、高取児童クラブ、東海児童クラブ等、指導員さんは、来年度でいうと支援員さんになるんですけれども、シルバー人材センターさんをお願いしていく中で、その来年度、支援員が常時2人必要であるとか、そういった資格の面でいきますと、一度に全部対応するのは難しいかなというところもありまして、そのところで、まずは東海児童クラブからということで予定をしております。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、わかりました。

とりあえず、人材の育成が急務であると。その中で、人材がそろった時点で逐次拡充も進めていくという考えだと思います。ぜひ人材育成をして、親御さんの負担の軽減につなげていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

午前中の他の議員からの質問もありました。1人はどこどこの保育園、1人は違う幼稚園に預けなければいけないとか、要するに現実には、名古屋市でもこの前報道でなされておりましたけれども、1人の幼稚園児は1個手前の駅で預けて、2人目の園児はもう一個先の園で預けるとい

うような、ゼロにするという目的を持ってやったわけですが、しかし保護者にとっては、そのニーズになかなか合っていないというところがあるかと思しますので、これは非常に難しいことだろうとは思いますが、なるべく保護者のニーズに合った対応をひとつお願いしたいと思います。

まさに実は私も自分の孫がそうであったものですから、大変であったということ自分の娘からも聞いております。当然、施策の問題もありますし、施設の問題もあるものですから、全てのものが解決するとは思いませんが、ぜひ保護者のニーズに沿った施策を今後とも進めていただければ、私どもの高浜市にとっても宝の児童でありますので、こういう子供たちを保育のときから、そして小学校、中学校と我々がしっかりと見据えながら、支えながら大きく育てていってやりたいなど。そして、先ほど言いましたように、つながる社会にしていただければありがたいなど思っておりますので、今後ともどもの御協力をよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は16時ちょうど。

午後3時52分休憩

午後3時59分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、浅岡保夫議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。以上、1問についての質問を許します。

4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） では、議長のお許しを得ましたので、通告してありますことについて質問したいと思います。

市政クラブの平成27年度予算編成に向けての政策提言、「今をアシタにつなぐ」の中で、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」について質問したいと思います。

ナンバー6は、「『高浜教育ビジョン』の実現に向け、教育委員会の新制度をしっかりと進め、『目指す子ども像』を示し、幼保小中一貫した学びと育ちの連続性を構築し、次世代の高浜市を担う児童・生徒を育てる施策を教職員・保護者・各種団体・地域等ともに進めよ。」という提言であります。

私より前の市政クラブ鈴木議員が質問されていますが、私の場合は特に教育委員会の新制度について質問をしたいと思います。

本年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることになっております。

ここで、教育委員会制度の歴史を簡単に振り返ってみますと、昭和23年に教育委員会法が制定

され、教育委員会を首長から独立した行政機関と位置づけ、教育委員の選任を公選制とし、教育委員会に予算と条例の提案権を付与することとしてスタートをいたしました。

しかしながら、いざスタートをしてみると、教育委員の公選制はさまざまな政治的対立や混乱をもたらす結果となり、昭和31年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方行政教育法が制定され、教育委員の公選制を廃止するなどの抜本的な改正がなされました。

その後、平成11年の法改正で、教育長の任命・承認制度は廃止され、平成13年の法改正では、教育委員の構成の多様化を推進するため、年齢構成や性別、職業などに著しい偏りがなく、保護者が含まれるように努力することなどの改正がされました。平成16年には、公立学校の学校運営に地域住民、保護者等が参画できるように、学校運営協議会の設置が可能となりました。いわゆるコミュニティスクールの誕生であります。さらに、平成19年には、地方分権改革の推進を受けて、国と教育委員会の責任を明確にする法改正が行われ、教育委員会の責任体制の明確化などが図られてきてまいりました。

地方教育行政法においては、地方教育行政について、都道府県と市町村、首長と教育委員会の基本的な役割分担が定められています。特に、教育委員会は、高等学校以下の公立学校や社会教育施設の管理、各種教育事業の実施等を担当する執行機関として、各地方自治体に必ず置くこととされ、その組織のあり方については、地方教育行政法に具体的な諸規定が置かれています。

そもそも、教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組み、いわゆるレイマンコントロールとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきました。しかし、その一方で、教育委員会制度に対しては、責任の不明確さ、閉鎖的体質、危機管理能力の低さなどの問題を指摘する声があったことも事実であります。

そうした批判がピークに達したのが、平成23年に発生した大津市の中学生いじめ自殺事件であります。平成24年に発生した大阪市の高校生体罰自殺事件でもありました事件処理の過程での教育委員会の対応のまずさが露呈し、大きな社会問題となりました。

今回の改革論議では、学校教育や教育行政が閉鎖的で隠蔽体質がはびこっているのではないかという批判が強く出されました。こうした批判に対し、行政の官僚統制を弱め、納税者や住民の立場に立った行政改革を推進する考え方として出てきたのが、新しい公共経営、ニュー・パブリック・マネジメントという改革理念であります。教育の専門家ではない人々の意思を教育行政にも反映されるというレイマンコントロールが機能するためには、教育委員会や学校が持っている膨大なデータをわかりやすく加工して改善につなげていく必要があります。

以上のような状況を踏まえまして、今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うことを目的としております。

そこで、以下3点についてお聞きしたいと思います。

1点目は、今回の教育委員会制度改革は、先ほども申し上げましたとおり、大津市の中学生いじめ自殺事件等が起きた際の教育委員会の対応ぶりに端を発していると言われていたと思いますが、高浜市のいじめの現状をまずはお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、今回の改革ではどのような改革が行われたのか、改革の概要を教えてください。

3点目は、制度改革を踏まえ、高浜市ではどのような取り組みを進めていくのか。検討段階かもしれませんが、説明できる範囲で教えていただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、浅岡保夫議員の平成27年度予算編成について、（1）第6次高浜市総合計画基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」についてお答えをいたします。

まず、1点目の高浜市のいじめの現状に関してお答えをいたします。

平成25年度のいじめの件数は、小学校で1件、中学校で7件確認しております。いずれのケースについても、いじめを認識した時点で速やかに対応し、解決に至っております。

具体的ないじめの事案として、小学校の1件は、ちょっかいを出していたのが、次第にたたき、蹴るという行動に発展したものです。小学校においては、教員がその場で適切かつ即座に対応しており、大事に至らず解決できた事例がほとんどです。しかし、教員が「これくらいなら」という個人的な判断で対応してしまった場合、取り返しがつかない事態に発展するおそれもありますので、今後も日ごろから子供たちと接する機会を大切に、小さなサインを見落とさないよう教員に指導しているところでございます。

また、中学校では複数の生徒が一人の生徒をからかったり、悪口を言ったりする事例が多く見られます。特に今後注意を払わなければいけないのが、スマートフォンを媒体としたいじめであります。平成25年度は、スマートフォンなどのアプリケーションであるLINEを介したトラブルが1件報告されていますが、教員や保護者の目の届かない世界での事例であるため、早期発見が非常に難しい状況です。しかし、発見できないままの状態では放置されれば、取り返しがつかない事態に発展するおそれもありますので、教員は引き続き生徒との共感的人間関係を大切に、いつでも相談を受けられる基盤をしっかりと築いていくことが重要であると考えております。

次に、2点目の今回の改革の概要についてお答えいたします。

今回の改革のポイントは、大きく4点挙げられます。

まず1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することです。新教育長を置くことにより、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消し、教育

行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になります。また、新教育長は市長が直接任命することにより、市長が任命した教育委員の中から教育委員会が教育長を任命するという従来の制度における任命責任の曖昧さが解消され、市長の任命責任が明確化されることとなります。加えて、教育行政における市長の役割につきましては、総合教育会議や大綱の策定を通じて、連帯して教育行政に責任を負う仕組みが整うこととなり、その役割が明確になるものと考えております。

2つ目は、教育長へのチェック機能の強化が図られることとあります。教育委員会による教育長のチェック機能が十分に働くよう教育委員による教育委員会会議の招集の請求に関する規定や教育長に委任した事務についての報告に関する規定が盛り込まれています。また、教育委員会会議の議事録の作成や公表の努力義務が規定されたことから、会議の透明化が図られることとなります。

3つ目は、地方公共団体に市長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を設置することです。同会議は市長が招集します。市長は、同会議において教育委員会と協議して教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとし、会議においては、教育の条件整備などを重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置などが協議・調整されることとなります。

4つ目は、教育に関する大綱を市長が策定することです。市長に大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向により一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。なお、大綱策定の際は、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、市長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすこととされております。

次に、3点目の制度改革を踏まえ、高浜市ではどのような取り組みを進めていくのかについてお答えをいたします。特に、総合教育会議と大綱を中心にお答えをいたします。

まず、総合教育会議については、改正後の地方教育行政法第1条の4第3項により、総合教育会議に係る事務は、市長部局で行うことが原則とされています。一方、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任または補助執行させることも可能であるとされております。

本市では、これまでも事務職員の人事交流及び教育行政連絡協議会の設置を通して、市長部局と教育委員会の連携・調整を積極的に図ってきております。また、総合教育会議で協議・調整する内容は、教育に関する専門性の高い事項が多いため、事務局は教育委員会が担うことが効率的・効果的であると考えています。こうした状況を踏まえますと、本市においては、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に補助執行させることがふさわしいのではないかと考えております。

次に、大綱についてですが、改正後の地方教育行政法第1条の3第1項により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。一方で、大綱は、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも学術、文化、スポーツ等網羅的に記載される必要はないとの見解も示されています。

今回の制度改革の議論は、中学生いじめ自殺事件の際の教育委員会の対応ぶりが発端となっていることから、総合教育会議での協議・調整事項についても、法律上、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置が規定されているところです。さらに、本市教育委員会は、平成14年度以降、いじめ問題等に力を入れていくため、義務教育に特化した組織となっております。こうした状況を踏まえ、これまでのように義務教育に力を入れていくという観点から、総合計画中期計画の基本目的（4）を大綱に据える方向で検討していくことが最もふさわしいのではないかと考えております。

以上、るる申し上げてまいりましたが、今回の制度改革の趣旨を十分に踏まえ、未来を担う子供たちのため、そして地方教育行政の充実・発展のため、改革に取り組んでまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 答弁ありがとうございます。

まず、いじめは小学校が1件、中学校7件とのことでしたが、早目にしっかりとその芽を摘み取ってもらっているかと思しますので、引き続き先生方にも頑張ってもらいたいと思います。

そこで、今回の改革の大きなポイントになるかと思えますけれども、新教育長を置くことと総合教育会議があるかと思えます。その中で、特に総合教育会議についてお聞きしたいと思えます。

総合教育会議が設置されるとの答弁がありましたが、これは、全国的に首長と教育委員会の意思疎通が十分でないことが指摘され、両者が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために設置されるとのことですが、総合教育会議の場で市長と教育委員会の調整がついた事項は法的な効力が発生するかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 総合教育会議において調整が行われた事項につきましては、当該構成員であります市長と教育委員会、この両者は、その調整の結果を尊重しなければならないとされております。

総合教育会議において調整が行われた場合といいますのは、市長及び教育委員会が合意した場合でありまして、双方が合意した事項につきましては、互いにその結果を尊重しなければならないという趣旨でございます。

ただし、尊重義務というのは、調整の結果を尊重して教育行政を行うことを求めるものでござ

いますが、これに法律上拘束されて裁量を加える余地が全くないわけではなく、必ずしもその結果どおりに事務が執行されなければ違法となるということではございません。

なお、調整のついていない事項の執行につきましては、教育委員会の職務権限を規定した法第21条及び長の職務権限を規定した法第22条に基づきまして、市長及び教育委員会それぞれが判断することとされております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

違法というわけではないということですね。必ずしもその結果どおりに事務が執行されなければ違法というわけではないということでありました。

今、答弁で、その次にありました市長及び教育委員会がそれぞれ判断すると言われたかと思えますけれども、もし両者の調整がつかず、判断が分かれてしまった場合は、最終的に市長が決定するののかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 総合教育会議は、市長と教育委員会が重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行う場でございまして、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されております。

総合教育会議は、どちらかが決定権者というわけではございませんで、あくまで調整を尽くすことを目的とするものでございます。もし市長と教育委員会の判断が分かれてしまった場合は、法第21条に規定する教育に関する事務の管理・執行につきましては、教育委員会が最終責任者として決定し、教育に関する予算の編成・執行等につきましては、市長が最終責任者として決定することとなります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

判断が分かると、事務の管理・執行については教育委員会が、予算の編成・執行等には市長が最終責任者ということですね。まだ制度が始まっていない状態ですので、そのような事態にならないようにぜひともお願いしたいと思います。

次に、大綱についてお聞きしたいと思います。

大綱は法律上の効果を有するものなのかどうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 大綱は、総合教育会議において協議・調整が行われた上で、市長が策定することとなっております。よって、先ほども申し上げましたが、大綱の内容につきまして

は、市長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかってまいります。その結果、市長と教育委員会は、策定した大綱のもと、それぞれの事務を管理・執行していくこととなり、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されることとなります。

一方で、尊重義務とは、その方向に向けて努力するということでありまして、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合につきまして、尊重義務違反に該当はしないとされております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

なかなか難しい問題を含んでいるかもしれないと思いますが、それでは、大綱はいつごろ策定する予定か。また、大綱は毎年度策定する必要があるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 大綱の策定期限に関する定めといいますのは、特にございません。大綱の策定に関する規定は、改正法施行日であります平成27年4月1日から施行されることとなるため、これ以降できるだけ速やかに総合教育会議において協議し、大綱を策定する必要がございます。

また、大綱が対象とする期間につきましては、こちらも法律では定められておりませんが、市長の任期が4年であることや国の教育振興計画の対象期間が5年であることに鑑みまして、4年から5年程度を想定するものとされております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

新しい教育制度が始まり、しっかりと高浜市の教育基本構想等に沿って、高浜の子供たちが元気で健やかに育っていくことを期待しておりまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります

明日は、引き続き午前10時より再開をいたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、ありがとうございました。

午後4時26分散会